

### 第3節 メルボルン委員会と事務局

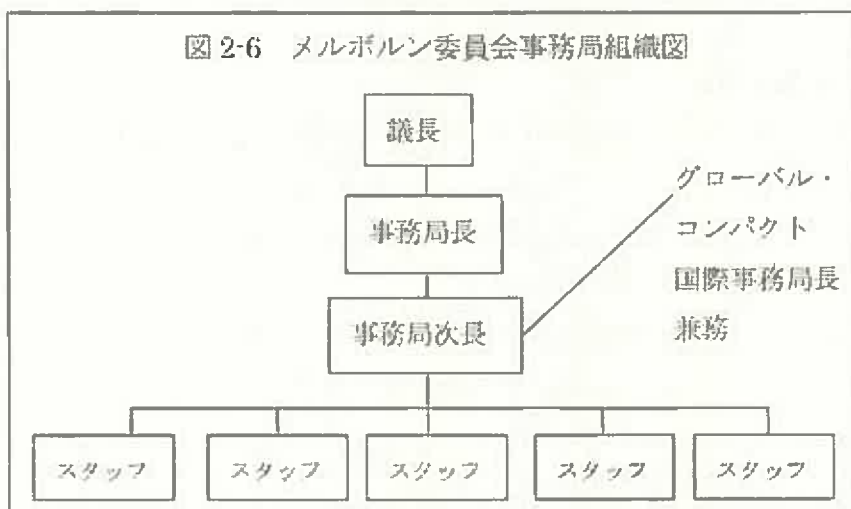
#### 1 組織概要

メルボルンはオーストラリアの南東に位置するビクトリア州の州都で「世界で最も暮らしやすい都市」<sup>26</sup>と言われる、オーストラリア国内でシドニーに次ぎ2番目に大きい都市<sup>27</sup>である。国際空港や港があり、市内の道路は基盤目状に整備され、公共交通もトラム（路面電車）等が整備されており、人口が中心部に集まったコンパクトな街である。我々はこのメルボルンにおいて、市内の発展と都市問題改善のために積極的に活動している、企業・市民団体・行政の三者から構成されるメルボルン委員会<sup>28</sup>を訪れ、その詳細を伺った。

メルボルン委員会

<sup>29</sup>は昭和60（1985）年に設立された。市内有力企業のトップ3、4人が、当時不況下だったメルボルンを活性化すべく始めた非営利・非政治的民間組織である。現在は市内の企業、行政、NPO、大学、

図2-6 メルボルン委員会事務局組織図



労働組合等170以上の組織が参加し、都市特有の問題解決のため様々な取組を行っている。

事務局のスタッフは15名で、議長、事務局長、事務局次長、正規職員5名、学生・アルバイト・ボランティア等7名となっており、市や企業からの派遣スタッフはいない（図2-6）。スタッフは民間経験のある者や、シティプログラム参加都市からの派遣職員、学生など様々である。学生についてはメルボルン大学と提携し、委員会はゼミから学生インターンを受け入れる代わりに無償で週2日程度働いてもらい、学生は大学の単位を取得できるという仕組みとなっている。

<sup>26</sup> 平成14（2002）年と平成16（2004）年の2度、The Economist 誌の「世界で最も暮らしやすい都市」で1位を獲得している。

<sup>27</sup> 都市圏を基準とした場合。都市圏の人口は337万人。

<sup>28</sup> 本章第2節も併せて参照されたい。

<sup>29</sup> 我々研究チームの訪問の様子が、メルボルン委員会ホームページにて紹介されている（資料編・資料7）。

<sup>30</sup> メルボルン委員会に関する日本語文献としては、以下のものがある。菅原絵美「グローバル・コンパクトへのシティの参加とその可能性」アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー2004 企業の社会的責任と人権』現代人文社、2004年。菅原絵美「地方自治政府の国連グローバル・コンパクト参加とその実践——メルボルン参加によるシティ・ネットワークの可能性」『部落解放研究』160号、2004年。

事務所所在地はメルボルン市中心部で、市役所から徒歩 10 分、州議事堂から徒歩 5 分の距離にあり、行政からは完全に独立した組織であることが分かる。また、執務時間は月曜から金曜の午前 9 時から午後 5 時 30 分とのことであった。

運営経費は全て参加団体からの年会費<sup>41</sup>でまかなわれている。中立性を損なわないよう、行政から年会費以外の補助金や、特定企業からの寄付金は受け取っていない。ただし、個別事業にかかる費用については、それぞれ関わる組織が負担することとなっている。

ポイントとなるのは、以下の 2 つの点である。

- ①事務局は市の組織ではなく、市・企業・NPO それぞれから独立した中立組織。
- ②委員会の出席者は CEO レベルであり、皆が地域貢献したいと考えている。

## 2 事業概要

平成 17 (2005) 年 10 月現在、メルボルン委員会は以下の事業に取り組んでいる。

### ①競合革新ビジネスの支援

- ・交通システム改善事業 (人口増加に対応した道路整備、トラム・バスの改善)
- ・若手リーダー育成事業
- ・企業と労働組合のパートナーシップ事業
- ・革新のための拡大資本 (バイオメルボルンネットワークとの共同事業)
- ・バイオメルボルンネットワーク

### ②国際関係の強化

- ・グローバル・コンパクト・シティプログラム
- ・メルボルン外交ネットワーク

### ③暮らしやすさの強化

- ・公共料金債務軽減事業
- ・メルボルンケア (企業が従業員にボランティアの機会を与える事業)
- ・メルボルン賞基金とメルボルン賞

これらの事業は、本章第 4 節 1 で紹介するドックランド (埠頭) の開発事業のように、導入時は委員会が関わっていても、州や 1 企業等の単独事業に移行していく場合もある。公共料金債務軽減事業については、結果的に民間企業と市民団体、行政が協力する形となったことから、シティプログラムの成功事例として紹介されていると思われる。つまり、国際事務局としての活動を除き、メルボルンでのシティプログラムの活動とは、メルボルン委員会の日々の活動を指し、はじめから行政、企業、市民団体の三者全てが関わる事業でなければシティプログラムの事業とは認めない、というような限定はしていない。アイデアを三者が関わるメルボルン委員会という場で出し合い、しかるべき主体が事業を推進

<sup>41</sup> 年会費は、大企業 1 万ドル (約 90 万円)、中小企業 5 千ドル (約 45 万円)、NPO 法人 3 千ドル (約 27 万円) である (1 豪ドル=90 円で計算)。

していき、結果として三者が関わった形となったものが、シティプログラムの成功例として紹介されているようである。

### 3 委員会開催状況

メルボルン委員会の会議は3層構造となっている。理事会は委員会の中心組織の代表者が、委員会は全参加団体の代表者が集まり、個別事業の選定や進捗状況の報告、予算等の運営状況について話し合っている。担当者レベルでは個別事業ごとに月1回程度、具体的な内容について話し合っている（表2-5）。

表 2-5 メルボルン委員会の各種会議

|      | 理事会              | 委員会    | 担当者会議               |
|------|------------------|--------|---------------------|
| 開催頻度 | 年6回              | 年3回    | 月1回                 |
| メンバー | CEOレベル（委員会の中心組織） | CEOレベル | ディレクターレベル           |
| 委員数  | 15名              | 52名    | 50人程度 <sup>32</sup> |

### 4 グローバル・コンパクトへの参加経緯

メルボルン委員会がグローバル・コンパクトに関わった経緯は、以下のとおりである。平成12（2000）年にグローバル・コンパクトが正式に発足した後、メルボルン委員会の活動がグローバル・コンパクトの理念に近いとして UNEP がメルボルンを訪問し、委員会へグローバル・コンパクト参加を呼びかけた。これに同意した委員会は、グローバル・コンパクトを市内展開する一番良い方法を考え、これまで企業を対象としていたグローバル・コンパクトに、メルボルン市が地方自治体として署名するよう働きかけた。その結果、平成13（2001）年、メルボルン市が地方自治体として世界で初めてグローバル・コンパクトに署名するに到った。同時に、UNEP と共同でメルボルン10原則などの「メルボルンモデル」を開発したところ、平成15（2003）年、国連にシティプログラムとして認められ、メルボルン委員会がシティプログラム国際事務局となった。



写真 2-2 シティプログラム国際事務局職員と

<sup>32</sup> 50人のうち実際に出席するのは最大で30人程度。



## 第4節 メルボルン委員会の参加主体

メルボルン委員会には企業、行政、NPO 等様々な参加主体がある。それら個々の組織にメルボルン委員会事務局の協力を得て委員会への参加状況について聞き取り調査を行った。

### 1 ビックアーバン(VicUrban)ドックランド再開発事務所

#### (1) 事務所の概要

ビックアーバンは、日本でいうところの第3セクターであるが、環境保護や、ビクトリアに居住する人々、労働をする人々、さらには将来の人々の生活なども含めた持続可能な都市の成長を考慮しつつデザイン性をも追求しているため注目を集めている。

我々は、中でも次に述べるドックランドと呼ばれるメルボルン臨海部の再開発事務所を訪ね、バルトス(Andrew Partos)氏に話を伺った。

#### (2) ドックランドについて

ドックランドはヤラ川流域の肥沃な土地で、以前は食料となる動植物に富んだ肥沃な湿地帯であった。この地域は19世紀にメルボルン中心地<sup>※</sup>を基盤目状に設計された際にも、手をつけられることなく、以前の姿を留めていた。その後、鉄道が開通し、鉄道に隣接する埠頭(ドック)として使用されるようになると、この地域は産業上・輸送上の重要な拠点となった。ところが、1970年代になると下流域の新施設開発などの影響によりドックランド地域での処理が減少し、コンテナが置かれるようになった。

このような経過から、同地区の効果的利用が議論されるようになり、その結果、同地区は1980年代に再開発の主要地域となるに至ったのである。

平成8(1996)年頃には積み上げられていたコンテナがなくなり、住宅や事務所などの都市整備が進んだ。我々が訪問した事務所は直下に同地域を見下ろすことができるビルの中にあつたが、眼下ではまさに大規模な建設が行われている最中であつた。

<sup>※</sup> CBD (Central Business District) といわれるメルボルンの中心地は、街路が基盤目状になっている。



写真 2-3 メルボルン再開発事務所 (VicUrban) から見たドックランドの風景

### (3) ドックランド開発戦略

同地区の開発にあたっては、5～10 年の間の戦略的目標として次の 5 点を掲げている。すなわち、

- ①住民やサラリーマン、市民・州民や海外からの来訪者など、「すべての」人のためのものであり、またそのような「すべての」人に何かを求めること。
- ②居住、商業、観光、買い物などあらゆる場面で、「青い公園」としてのヤラ川流域であることを生かした活動的な水域であること。
- ③公共交通機関やインフラなどの快適さやデザイン性にこだわり、また水祝祭 (water festivals) や文化的博覧会などの行事も行う「質の高い場所」であること。
- ④環境面でも責任のある設計をすること。
- ⑤民間部門の経営者に協力を仰ぎ、市場主導で開発することより財政的に成功すること。

の 5 つである。

こうした中で特に興味深かったのは、開発予算の一部 (9%) を地元の若手芸術家による彫刻作品を敷地に点在させるために拠出している点である。こうした仕組みにより美術品に囲まれた潤いのある生活を追求しているのである。

なお、当地区は州政府による「メルボルン 2030」<sup>34</sup>に基づき、過度の拡大を防ぎ、効率的な公的交通機関とインフラで人口密度を高めるように設計されている。こうした事例は

<sup>34</sup> メルボルン市街と周辺地域の成長と変化を管理する持続可能な成長に向けてのビクトリア州による 30 年計画である。

メルボルン市以外でも行われているという。また、開発には民間部門も参加しているとのことであった。

#### (4) メルボルン委員会との関係

ビックアーバンはメルボルン委員会と直接関係しておらず、ドックランド再開発もメルボルン委員会の事業ではない。しかし、ビックアーバンのチーフエグゼクティブが同委員会に参加しているなど、同委員会との接点は保っているとのことであった。

## 2 ヤラ溪谷水道公社(Yarra Valley Water)

メルボルン市内から車で 30 分ほどの郊外の、メルボルンの中心を流れるヤラ川の上流にあるヤラ溪谷水道公社を訪ね、顧客サービス部門の部長であるコール (Allan Cole) 氏に話を伺った。

### (1) 組織概要

ヤラ溪谷水道公社は平成 7 (1995) 年 1 月に現在の組織が設立された、ビクトリア州政府所管の公営水道公社のひとつである。従業員数 360 人で、修繕や料金徴収の業務は外部委託している。年間予算は 3 億 5 千 6 百万豪ドル (約 320 億 4 千万円) である。5 年前に民営化が検討され、他の州では民営化されたところもあるが、ビクトリア州では租税委員会 (Tax Board) の反対により実現しなかった。対象エリアはメルボルンとビクトリア州の北東部の 623,000 世帯、160 万人である。同社は「トリプルボトムライン」に沿った企業理念により業務を展開しているとのことであるが、人口密度が低くインフラ整備にコストがかかることが課題であるという。

### (2) 生活困窮者対策 (Hardship Policy) 事業

平成 11 (1999) 年に開始した制度である。生活困窮者の料金支払い問題については、社内の滞納整理部門や低所得者を支持する NPO などから対策の必要性が指摘され、これを契機として平成 10 (1998) 年ごろから検討が始まった。料金の支払いが困難な利用者の意見を聞いたうえで、どのようにしたら現状を改善できるかの協議を行った。計画の段階でメルボルン委員会の議題に乗せたところ、行政等の協力を得て現在の形となった。

この事業は、公共料金 (同社の場合は水道料金) の支払いが困難な利用者に、州政府の福祉部門との連携により、分納や一部納入などの手段で、負債が累積する前に早期に支援する仕組みである。料金支払いが滞っていたり、または遅れたりしている利用者に対して、福祉の訓練を受けた顧客支援担当の職員が直接面会し、払いたくても払えない「生活困窮者」と、払えるのに払わない「悪質滞納者」を分別した上で、前者に対し、①分納を認め、②約束通り払った場合には債務免除 (軽減) を行い、それでも払えない人のため、③生活保護等の行政の福祉部門との連携を図る。この決定に関しては、社内で顧客支援部門が強



いリーダーシップを持っている。これにより、水道公社は支払い意欲の向上からか、滞納額の回収率が向上し、行政は生活困窮者を早期発見し、早期に手助けができるようになり、生活困窮者であった利用者にとっては累積債務から救われる、という三者にとって利益のある結果が生まれることになった。

顧客支援部門の職員の研修は、州の社会福祉部門（Department of Human Services）と強力に連携している。研修は、年間5回、1回半日程度行われる。その内容は、

- ①貧困の起こる原因
- ②事例研究
- ③州への支払いと個人家計予算の関係
- ④顧客との意思疎通能力の向上
- ⑤ギャンブル、薬物、アルコール  
依存症の問題
- ⑥家庭内暴力
- ⑦うつ病
- ⑧障害者の抱える問題
- ⑨州政府の援助計画
- ⑩住民の持つ文化の違い



写真 2-4 ヤラ溪谷水道公社にて

等、多岐にわたる。

こうした研修を終了した職員による審査により「困難性」が認定された利用者（生活困窮者）には、たとえば月 40 豪ドルの請求を当該生活困窮者の支払い限度額である月 10 豪ドルに減額しての納付を認めるなどの措置を取る。そして、その毎月 10 豪ドルを一定期間払い続けた場合、不足分の月 30 豪ドルの支払いを免除するという債務免除（軽減）制度を設け、生活困窮者の支払い意欲向上に努めている。

ここで先方に「生活困窮者の支払い免除に対して苦しくても全額支払っている利用者から不満が出ないか」との質問をしたところ、「対象となる人の数が少数なので不満は出ていない」という回答を得た。

また、担当職員は、生活保護などが迅速に受けられるように州政府に働きかけている。（通常申請から 1 ヶ月かかるところが 3-5 日で決定が出る）。生活困窮者対策事業の目的は、生活困窮者の救済という州政府の政策を実施することであり、料金を全額徴収することではない。しかし、この制度導入後は、導入以前よりも料金の徴収率は上がっており、開始から 5 年が経過した現在もこの事業は有効に機能しているとのことであつた。

このように、本事業は一見すると理想の事業のようにも思われるが、課題もある。そもそも、悪質滞納者と生活困窮者の峻別はどこで行うのであろうか。担当者に確認してみたところ、研修を受けた職員が判断するとのことであつたが、年間 5 回、1 回半日程度の研修では判断の精度に限界があるのは明らかである。また、どんなに専門的な知識があつたとしても最終的には本人の申し出が最大限考慮されるとのことであるから、よほど悪質な

態度を取らない限り、大多数は生活困窮者に認定されてしまう恐れがある。

今回の調査では徴収率についての明確な回答まで得ることはできなかったため、日本における公共料金事情とはかなり異なっている可能性があることに注意する必要がある。とはいえ、従前に比べ回収率が上がったことは事実である。これらのことから、本事業をそのまま本市において実行することに意義を認めることは難しいかもしれないが、本事業の立ち上げに至ったヤラ溪谷水道公社と行政の連携には参考にすべき点があるように思われる。

### (3) メルボルン委員会との関係

委員会は月に1回開催され、担当としてコール氏が出席している。メルボルン委員会との資金、経費の授受はないが、委員会によって、情報の共有、ステークホルダーの取り込み方について知識を得る利点があり、「成功事例（ベストプラクティス）」を学べたことが成果である。委員会に参加している電力会社やガス会社などのエネルギー関連会社との学習フォーラムで取組の紹介をしている。

### (4) 苦勞した点

以前は支払い困難者の支援を行う担当と料金徴収事務に当たる担当の区別がなく、そのため顧客対応に苦勞していた。ところが、これらの担当を分けたところ有効に機能するようになった。支援を行う職員の教育と利用者への教育にも力を入れている。

### (5) 今後の課題

この地方では渇水問題が非常に深刻である。家庭での水の使用の削減に協力してもらうスマートホーム事業（Smart Home Project）という運動を行い、水不足に対応している。これは一般家庭に対し、水の使用傾向を専門家と相談してもらい、その家に適した節水用器具を配り、水の使用を抑えようとする活動で、節水のシャワーヘッドや、水道管に節水コマをつけたり、トイレの水洗方法を1回から2回にして節水したりすることにより全体としての水の使用を抑える活動である。

また、地方議会との連携や、エネルギー関連会社や情報通信関連企業との連携の必要性も示唆していた。

## 3 メルボルン市役所

メルボルン市役所を訪ね、環境局のクンネー（John Tunney）氏に話を伺った。

### (1) グローバル・コンパクトとの関係

メルボルン市は、平成 13（2001）年にグローバル・コンパクトに世界で初めて署名した都市である。署名した理由は、メルボルン市がサインすることにより、市内企業もグロ



ーバル・コンパクトに参加する足掛かりとするためである。つまり、リーダーシップを企業に見せ、持続可能な都市を目指す意気込みを示すため市役所組織として署名した。

オーストラリアでは、グローバル・コンパクトに20社が署名しているが<sup>36</sup>、グローバル・コンパクト署名企業等の地域ネットワーク活動は機能しておらず、企業それぞれがグローバル・コンパクトの趣旨に沿った活動をするにとどまっている。それ以上にメルボルンでは、シティプログラム（メルボルン委員会）が機能している。また、オーストラリア国内でメルボルン以外の都市でシティプログラムを実施しているところはない。これは、シティプログラム国際事務局の体制の問題もあり、現在行っているパイロットプロジェクトでは1国1都市以上の参加を求めているからである。グローバル・コンパクト・シティプログラム国際事務局では、多くの都市の参加を求めるのではなく、少数で目の届く範囲内でパイロットプロジェクトは進めていきたいということだと判断する。

また、グローバル・コンパクトに関する活動の市民への広報については、実際に勧誘活動はしておらず、まずメルボルン委員会に参加してもらい、そこから企業人にグローバル・コンパクトのことを認識してもらうという段階にとどまっている。積極的な広報はしておらず、市のウェブサイトにも、グローバル・コンパクトに関するページは無いので、市民のグローバル・コンパクトに関する認識は低いと想像される。

## （2）メルボルン委員会との関係

メルボルン市は、メルボルン委員会に対して年会費の支出、委員会への参加を行っている。また、委員会を行う会議室などの場所の提供もしている。しかし、スタッフ職員の派遣はしていない。メルボルン委員会は頻繁に会合を持っていて、委員会と市は密接に協力している。面会したタンネー氏の上司のローダー（Jeff Loader）氏がメルボルン市を代表して委員会に参加している。ローダー氏が市役所の窓口となっているが、個別プロジェクトでは他の部局（民生部門）なども参加している。メルボルン市は、メルボルン委員会ができる以前から、市としてとてもよい戦略を持って活動してきたので、メルボルン委員会はその延長線上にあるという考えである。

## （3）メルボルン委員会参加の具体的成果

まず、最も成果を挙げたのが公共料金債務軽減事業（Utility Debt Spiral Project）である。これには多くの人に関係し、問題解決のために協議したこと、次にこの取組みが成功したことにより州政府に対し影響力を持つようになったことなどがあげられる。これについては、他の訪問先でも同じ発言が多数あったので事実であると判断するが、当該事業以外のプロジェクトが成功例として挙げられないのでは、川崎で行う場合、参考にするアイテムとして数が足りないようである。

<sup>36</sup> 平成18（2006）年3月現在。

#### (4) 今後の課題

メルボルン市では、交通の問題が現在一番重要な課題である。公共交通機関がうまく機能していないので、それを何とかする必要がある。このことは新聞でも大きく取り上げられている。実際、我々が訪問した時も、英連邦のスポーツ大会のため、路面電車の線路工事や再開発地区（ドックランド）への道路の改修、新設が行われていた。

2 番目が渇水対策である。メルボルンの年間降水量は 659.2 ミリ<sup>36</sup>で、日本の平均降水量 1700～1800 ミリ<sup>37</sup>と比較すると相当効率的な利用が求められている。シャワーヘッド用の節水の器具の利用を推奨するなど、水の使用を極力抑えようとしている。洗車や庭の水撒きに曜日を指定して、それ以外の日には禁止するという規則もある。

3 番目は気候変動に対する取組である。夏場暑くなりすぎた時に、冷房用の電力消費が増え発電所の能力を超えて大規模な停電になる事態を避けるために、オフィスビルに対して、エネルギー使用を抑えるために太陽光を取り入れて照明器具を削減したり、オフィスの窓用に遮光フィルターを貼ったり、エアコンの設定温度を変えたりするなどの取組を求めるグリーンビルディング（Green Building）事業を実施している。また省エネセミナーを開催して、省エネの取組への参加を求めている。ただし、この啓発活動はビルのオーナー向けであり、家庭レベルでの取組までは求めてはいない。

また、古いビルを改築する場合に、省エネ設計をするように求めている。州政府はこれに対して補助金を出している。6 つ星事業（Starlighting Project）というこの制度では、水やエネルギー使用の削減率、建設資材に再生品を使う率などによってランク付けをして、4 つ星なら通常より 40%削減、6 つ星なら 60%削減していると認定し、これに基づきディペロッパーに対し補助金を出し、温室効果ガスの削減を進めている。さらに、建築基準の見直しも行っている。州政府は、市役所の新築中のビルに対して、6 つ星を認定している。この取組は世界中の先進国で行われていて、日本でも「キャスビー（CASBEE）」<sup>38</sup>という名称で取り組まれている。

#### (5) 報告書について

グローバル・コンパクトへの年次報告書（Communication on Progress: COP）については、従来から作成していた市役所の年次報告書の中に、GRI ガイドラインにのっとってコンテンツが作られた社会的責任のページを設け、市の取組がグローバル・コンパクト 10 原則のどれに当たるかのリンク表を作成している。この形式の報告は 10 年以上前から行

<sup>36</sup> 気象庁ホームページ（<http://www.data.kishou.go.jp/climate/monitor/index.html>）。

<sup>37</sup> 矢野恒太記念会編『日本国勢図会 2005/06 年版』矢野恒太記念会、2005 年、31 ページ。

<sup>38</sup> “Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency”の略称であり、建築物のより良い環境品質・性能を、より少ない環境負荷で実現するための建築物総合環境性能評価システムを意味する。朝日新聞ホームページ

（<http://www.asahi.com/ad/clients/minatomirai/teidan.html>）より。

っている。オーストラリアでは、年次報告書はすべての市が作成しなければならないが、その内容として財政報告は必須であるが、社会的責任に関する記述は必須ではないとのことである。日本でも、決算報告は企業、行政機関ともに必須だが、CSR への取組を発表しているのは一部企業にとどまっている段階にあり、あまり変わりがないようである。

#### (6) まとめ

今回、メルボルン市役所のグローバル・コンパクトとメルボルン委員会担当部署を訪問したが、メルボルン市がグローバル・コンパクトに署名する以前から行ってきた企業、市民との地道な活動が生かされ、メルボルン委員会という組織を生み、グローバル・コンパクトに参加したという流れがあることを強調された。



写真 2-5 メルボルン市役所クンネー氏と



## 第5節 その他関連組織

### 1 国際環境自治体協議会(イクレイ(ICLEI<sup>39)</sup>)事務所

#### (1) イクレイの概要

環境の保全を目指す地方公共団体などの国際的ネットワークで、いわば世界の地方自治体のための国際環境協議機関ともいえる組織である。平成2(1990)年9月、国連の主催で開かれた「持続可能な未来のための世界会議」(ニューヨーク)の席上、参加した42か国、200以上の地方自治体と、国連環境計画(UNEP)、国際地方自治体連合(IULA)などの国際機関の提唱で設立された。IULA 公認の国際環境協議機関として活動しており、世界66カ国472自治体が加入、日本では26自治体が加入している。本部はカナダのトロントにある。日本事務所はアジア・太平洋地域を管轄しており、平成5(1993)年6月、東京の財団法人地球・人間環境フォーラム内に開設された。

イクレイは、国境を越えた地方自治体の環境ネットワークを広げ、自治体単位の地球環境問題への取組を、国際的な動きに高めることを活動目的としている。平成4(1992)年、リオデジャネイロで開かれた国連地球サミット「アジェンダ21」の概念の開発と提案を皮切りに、イクレイは大きくその役割を果たしてきた。国際会議が3年に1度あり、今回はアフリカで開催予定である。

主な活動は情報共有、都市間のネットワーク、政策提言、ロビー活動などである。また、エネルギー削減、(液化石油ガス等への)燃料の変換やプリウスなどへの車種の変換の支援、さらにGRIレポートの援助も行っている。

#### (2) イクレイ豪州事務所<sup>40</sup>

我々はメルボルンに所在するイクレイ豪州事務所を訪問し、上席マネージャのブレンナン(Martin Brennan)氏にお話をいただいた<sup>41</sup>。

同事務所は平成10(1998)年に設立された。職員数は40名で、うち修士の学位を有する職員を10名常勤で雇用している。予算<sup>42</sup>は2,050豪ドル(約18億4,500万円<sup>43</sup>)である。なお、オーストラリアにおける参加自治体は200に上っており、人口の80%を占めている。

同事務所では、必要な会員に技術的または政治的援助を行っている。これまでインドネ

<sup>39</sup> 名称は英語の“International Council for Local Environmental Initiatives”の頭文字(ICLEI)をとったものである。

<sup>40</sup> 同事務所は英語による正式名称“ICLEI Australia & New Zealand (A/NZ)”が示すとおりオーストラリアとニュージーランドを所管しているが、本節では便宜上「豪州事務所」と記載する。

<sup>41</sup> 我々研究チームの訪問の様子が、イクレイ豪州事務所ホームページにて紹介されている(資料編・資料8)。

<sup>42</sup> 訪問時(平成17(2005)年11月)、ブレンナン氏に確認したものである。

<sup>43</sup> 1豪ドル=90円で計算。

シア、タイ、フィリピン、中国の各国の会員に対して、例えば温室効果ガス削減であれば省エネする方法を伝えるなど、「ソフトウェア・ミッション」といわれる、知識や思考を伝える方法による援助を行ってきた。

なお、このような事業については評価手法が確立している。温室効果ガスの例を述べると、

- ①現在の排出量を測定
- ②削減率を設定
- ③行動計画プログラム策定（どう減らすかの具体的指針）
- ④行動、③の見直し
- ⑤測定、評価

という手順で評価を行う。

写真2-6 水資源キャンペーンの説明をするブレンナン氏



豪州事務所では現在3つのキャンペーンを実施している。具体的には、①気候保全に向けた都市キャンペーン（Cities for Climate Protection Campaign）、②水資源キャンペーン（Water Campaign）、③ローカルアジェンダ 21 キャンペーン（Local Agenda 21 Campaign：「トリプルボトムライン」についての持続可能性キャンペーン）の3つである<sup>44</sup>。このうち、オーストラリアにおける深刻な水不足問題に対処するため、水資源キャンペーンが先行プログラムとして特に力を入れて取り組まれている。

## 2 ビクトリア州環境保護庁(EPA Victoria)

メルボルン市内のビルの一角に事務室を構える、ビクトリア州環境保護庁（Environmental Protection Authority）を訪ね、アハーン（Terry A'Hearn）氏に話を伺った。

### （1）組織の概要

同庁は1960年代に設立された、80名の研究員と150名の工場勤務職員を含む計380人からなる組織である。外回り職員（フィールドワーカー）もあり、企業との接触や関係維持・改善や土地調査、苦情処理、などを担当している。同庁は環境省（Department of Sustainability and Environment: DSE）とは別組織である。DSEは政策決定や森林、海洋分野での取組を行い、同庁は汚染問題、産業分野での活動が主と



写真2-7 EPAにて

<sup>44</sup> イクレイ豪州事務所ホームページ（<http://www.iclei.org/index.php?id=820>）。



なる。予算も別であり、協調関係にはあるが全くの別組織であるといえる。なお、予算は年間約 35 億円である。

## (2) これまでの取組

同庁が設立された 1960 年代は、メルボルン（ビクトリア州）に林立した工場により環境悪化が深刻となった頃であった。その後 1970 年代には、自動車や工場から排出される大気汚染、水質汚濁がさらに悪化し、工場が排出する廃棄物のために川の水が赤く染まってしまう事態さえ起こった。さらに昭和 56（1981）年には深刻なスモッグが発生するなど、ビクトリア州における環境被害は悪化するばかりであった。そのような中であって、同庁には、社会・経済・環境の調整装置（regulator）としての機能が期待された。同庁の主要な課題は経済効果との両立である。例えば、ビクトリア州では排ガスの 80% が車から発生したものであるが、車の使用規制だけでは経済界からの反発を受けてしまい問題解決にならない。このため、実業界や地域社会に受け入れられるためにはどうしたらよいか、またどう働きかけていけばよいかなど、経済効果や環境、社会全体とどう調和させていくかが課題である。

こうした課題に対応するため、同庁は「環境の足跡（Ecological Footprint）」という概念を導入した。これは、人間が一定の生活を維持していくために必要な土地や水資源の量を表す指標である。これによると、オーストラリアにおけるエネルギー消費を全世界に広げると地球が 3～4 つ必要であることがわかるという。持続可能な社会について「環境の足跡」を用いて考えることが、社会全体との調和の理念を達成するのに役に立つと考えたのである。

この中で、一例として環境に優しいハイブリッドカーであるトヨタのプリウスの話が挙げられた。プリウスは、車自体と同時にその製造工程も環境に配慮しているものである。同庁では、このような環境配慮型の「最善の実践ライセンス（best practice license）」と呼ばれる許可制度を導入し、新工場設立の際に許可料の 25% を減額し、また手続を簡素化して一般の工場との差別化を図っているという。このように特典を与えることで、企業にグローバル・コンパクト署名を促進させている。また、このような制度により、従来は企業の一部の関係者としてしか接触がもてなかったが、5～10 年経過した現在では、各部門に直接働きかけを行うことができるようになった。ただし、現在プリウスはビクトリア州で作られておらず、このため経済政策部局はプリウスの導入に必ずしも好意的ではない。今後は、政策調達等により環境配慮型車の需要があることをトヨタに示し、ビクトリア州に工場導入を促し、これをもってフォード社など他社にも同様の環境に配慮した車の促進を促したいと考えているとのことである。

また、同庁における取組事例として、化学工場と住民の軋轢の解消についての話していただいた。1980 年代には化学工場が 6 つあり多数の雇用を抱えていたが、汚染が深刻な状況となり、地域住民の激しい反対により工場は閉鎖された。ところが、同時に工場によ



る雇用もなくなってしまう、工場側、住民側のいずれにとっても不幸な状況となってしまった。ある工場は住民の用にも供するべく自転車置き場の設置計画を立案したが、この計画にも住民は「化学工場」ということで反対の態度を取った。そこで、住民に恐がられる化学工場と同庁が話し合いの場を設け環境改善の計画について 1990 年代に議論を重ねたところ住民はようやく態度を軟化させ、ついに 5 億ドルを投じる工場の開発合意書に署名するに至ったということである。同庁による継続的な取組のおかげで、工場側と住民との溝はほとんどなくなった。

1980 年代に新しいビル建築の際、土壌汚染が見つかった。土地所有者に対応を願った上で、改善が見られなければ同庁が汚染地の浄化を行う。民間機関に委託して汚染の程度を確認し、家が建てられるか、ビルならどうかなどの調査を行う。費用については、開発業者が拠出し、銀行も融資する。

課題は、世界基準の廃棄物処理場、リサイクル分別とパッケージ、希少金属による汚染、不法投棄問題などである。なお、不法投棄に関しての権限は警察より強い。許可書なしでの捜査権を保持している。

### 3 セントジェームス倫理センター

我々はシドニーにおいて、同都市が抱える諸問題を倫理的手法により改善することを目指す NPO であるセントジェームス倫理センターを訪問し、所長のロングスタッフ博士 (Dr. Simon Longstaff) とマネージャーのアルバート (Emily Albert) 氏に話をうかがった。

#### (1) 組織の概要

同センターは平成元 (1989) 年、特に実業界など、世界の変化が著しい状況の下で様々な問題を抱えていたオーストラリアにおいて、行政的規制などの強制的な手法ではなく、倫理的手法により現在抱えている都市問題に挑戦するためにロングスタッフ博士が設立したものである。同センターは倫理的問題の解決を目指す機関として、オーストラリアにおける CSR の促進に努めている。

同センターは 14 名の有給の従業員と 7 名のボランティアを擁している。従業員のうち 3 名はロングスタッフ博士を含む管理職である。これら従業員はプログラムの実施や組織の事務などに従事している。また、このほかに評議委員会という組織があり、これは 7 人の常任評議委員と 1 年毎に改選する 2 名の非常任評議委員の計 9 名により構成されている。評議委員には弁護士や会計士、または放送、教育等の業界などから選出されている。委員会は 6 週に 1 度の頻度で開催され、主に、財務状況の確認や運営、戦略的課題の検討、実施中の事業の点検や必要性の検討などを行っている。なお、評議委員はいずれも無給のボランティアである。ロングスタッフ博士によると、評議委員がボランティアで引き受ける理由としては、よりよい世界にするための具体的な貢献ができることや、知的刺激が得られることなどがあるという。

## (2) 主な活動

同センターでの最近の活動について尋ねたところ、「企業責任インデックス」(Corporate Responsibility Index: CRI) という活動について紹介していただいた。これは、CSR の進捗を確認し改善を図るため、平成 14 (2002) 年に英国で開発された指標である<sup>46</sup>。同センターではこの「企業責任インデックス」に基づいた活動を実施しており、その一環として、企業のリーダー等への研修を実施しており、オーストラリア国内において、ここ 11 年間で約 140 人がこの研修で育成されているとのことであった。なお、最近では、日本においても「企業責任インデックス」を導入している企業があるという<sup>48</sup>。

このほか、平成 11 (1999) 年には、ソルトレークオリンピック招致をめぐる不祥事を受けて国際オリンピック委員会は新しい行動指針を作成したが、ロングスタッフ博士は同センターの代表としてその責任者に選ばれたとのことである。また、同センターでは現在、倫理的シンボルについての統一に取り組んでいるという。現在、アムネスティ・インターナショナルや、グリーンピース、または赤十字といった NPO がそれぞれ独自に活動を行っているが、こうした活動を倫理の側面で統一するための象徴を開発中とのことであった。さらに最近では、生と死の問題、すなわち延命治療などの問題にも倫理的観点から取り組んでいるなど、様々な取組が進められているとのことであった。

## (3) 予算

同センターの予算は年間約 200 万豪ドル (1 億 8000 万円<sup>47</sup>) とのことである。具体的には法人会費<sup>48</sup>、個人会費<sup>49</sup>、コンサルタント業務による収入<sup>50</sup>や、寄附<sup>51</sup>により賄われているという。過去 16 年間、この形態で何とか維持してきたという。企業負担は決して軽くないが、他社との差別化を図るため、この会費でも企業は参加してくれるとのことであった。

なお歳出は、事業実施に要する費用、出張経費、職員の賃金などであるが、財務状況が大きく変動するため、年間予算は作らず四半期ごとに予算を組んでいるという。

<sup>46</sup> 開発したのは、英国の BITC (Business In The Community :BITC) という民間企業主導の NPO 法人である。なお、同法人はチャールズ皇太子が総裁を務めている。

<sup>47</sup> 新日本監査法人ホームページ (<http://www.shinnihon.or.jp/>)。

<sup>48</sup> 1 豪ドル=90 円で計算。

<sup>49</sup> 年会費は従業員数により異なり、1~50 人の場合 550 豪ドル (49,500 円)、51~100 人の場合は 1,100 豪ドル (99,000 円)、100 人以上の場合は 2,750 豪ドル (247,500 円) である。

<sup>50</sup> 一般年会費は 71.50 豪ドル (6,435 円)、学生等の割引年会費は 33 豪ドル (2,970 円) である。

<sup>51</sup> 財政的に困難な人への支援体制もあるということである。

<sup>52</sup> 現金による寄附のほか、事務所や会議室等の賃料免除などによる現物給付による寄附もあるとのことである。

#### (4) 課題

同センターの継続的な課題は安定的な予算の確保にあるという。これまでも、予算の関係上、たびたび事務所の引越しなどを行っているとのことであるが、財政基盤が安定すればこうした問題も解決でき、本来業務に専念するためにもこの課題は何とか克服したいとのことであった。



写真 2-8 セントジェームス倫理協会にて

#### 4 ウェストパック銀行(Westpac Banking Corporation)

ウェストパック銀行は、メルボルン委員会には属していないが、オーストラリアのグローバル・コンパクト参加企業の 1 つである。我々はシドニー本社の CSR 担当者である、企業責任及び持続可能性 (Corporate Responsibility & Sustainability) 部署のシニアアドバイザー・ウィリアムズ (Tim Williams) 氏に話を伺った。

##### (1) 組織概要、CSR への取組の契機

1817 年に設立されたオーストラリア最初の銀行であり、従業員数は 2 万 2000 人である。歴史ある大手銀行のためオーストラリア国内での影響力は大きい。

CSR への取組の契機は、1980 年代の金融の自由化に遡る。自由化によって経営が悪化し、平成 4 (1992) 年には赤字額が過去最高となり破綻の危機を迎えた。信頼性を再確立するため、1990 年代に経営陣を刷新し、経営の効率化を押し進めた結果、支店の閉鎖や手数料の値上げにより国内での評判が悪化したのである。平成 2 (1990) 年夏には従業員がウェストパック銀行の制服の着用を拒否する運動が起きるほどまでになってしまった。

ウェストパック銀行が CSR に力を入れるようになったのは、当初はこうした悪評をマスコミで取り上げられないようにすることが目的であった。しかし、問題の根底を探るにつれ、ステークホルダーとのコミュニケーション不足や、管理体制の問題等に行き当たり、最終的には、社会における自社の役割すなわち企業の社会的責任を果たすことが、長期的には重要であるという結論に至った。

##### (2) グローバル・コンパクト参加経緯、参加後の行動

グローバル・コンパクトに署名した理由は、企業イメージを変えるのに有効と考えたためである。グローバル・コンパクトへの参加は CSR の表現方法の 1 つで、主な目的は公の場で企業の社会的責任を誓約することである。グローバル・コンパクトとの関係は単純で、グローバル・コンパクトの 10 原則に基づいた報告をすることと、特定のプロジェクトに参加することに限られる。



報告書は①トータルパフォーマンス報告書、②財務報告書、③ステークホルダー影響報告書の3種類がある。③はGRIに準拠しており、グローバル・コンパクトの概念を組み込んだものとなっている。以前から作成していた株主向けの年次報告書を、グローバル・コンパクトの報告用に再編集したものと思われる。

### (3) 外部委員会の成功

ウエストパック銀行では「コミュニティカウンスル」という興味深い委員会を持っている。これは州政府、連邦政府、NGO、学識者、ユニオン等様々なステークホルダーと年1回集まり、持続可能性について話し合う場で、メルボルン委員会を参考にしている。様々なステークホルダーに参加してもらうことは非常に有意義であり、当初は社内でも参加者の興味の対象がそれぞれ異なるため上手くいかないのではと懸念されていたが、実際に集まってみると、ウエストパック銀行に様々な要求を直接できるため、参加者は皆協力的で成功しているとのことであった。

委員会をつくる秘訣について担当者は次のように語ってくれた。

①最高責任者（CEO）レベルが集まること

②委員会での決定事項の管理を行うこと

①については、重要人物だけを集めることで、各企業・団体が誓約していることを示し、お互いに信頼を得ることを可能とする。②については、内部組織や企業慣行を検討しておく必要がある。既存の内部組織を使うことも有効である。また委員会では事業の大枠を検討するため、持続可能性についての専門家チームをつくり、主たる社会的問題（自社に関わり、かつ社会に関わる問題）を研究しておく必要がある。例えば気候変動であるが、台風で大規模な損害があった場合、保険金の支払いで損害を被る可能性がある。また消費者債務問題は不良債権を増加させ、高齢化は預金量の低下をもたらすと考えると、社会にとってはもちろん、金融機関にとってもやっかいな問題であると言える。これらに対処することは社会貢献につながり、ひいては自社の利益を守ることにもなるのである。

委員会を機能させるには次の事項に注意する必要があると担当者は説明する。

①委任事項を確立しておく。

②財務報告に際し、第三者評価を行う。

③背景にあるシステムも対象とする。

④ステークホルダーとの関係の質（どのように、どれくらい）を明確にしておく。

⑤監査役は委員会を監視し、同時に社の勧告事項への対応を確認する。

委員会の勧告がウエストパック銀行の行動計画に影響し、その報告を委員会にフィードバックすることではじめて委員会が機能することとなる。

また委員会メンバーの出身組織とも関係を持つ必要がある。委員会へはCEOが参加するが、担当者レベル等広く色々なレベルで関係を確立することで有効に機能するとのことであった。

本市で検討しているかわさきコンパクト委員会（仮）は、ウエストバック銀行のコミュニティカウンスルと似ていると思われるが、ウエストバック銀行が「世評の向上」という明確な目標を掲げ、人を集めただけで機能したことを考えると、本市も明確な目的さえあればとりあえず人を集めるだけでも機能すると言える。担当者は、ウエストバック銀行は元々ステークホルダーと良い関係にあったことと、新しい考え方だったので参加者を集めやすかったことが成功の要因と話していたが、逆に、他の企業が同じような委員会を始めると、ステークホルダーの引っ張り合いとなり、人を集められない可能性も考えられる。本市では地域で限定されるため、同様のことは起こりにくいと思われるが、この状況をできるだけ回避するためには、他都市に先駆けることが有効となるだろう。

CSR 担当部署は5人のチームで、次の業務を担当している。

- ①報告書の作成
- ②内部のコンサルティング業務
- ③ビジネスチームへ委員会からの提言を伝える
- ④外部監査やダウジョーンズのサステナビリティ評価の回答
- ⑤ベストプラクティスを持続可能性分野に関して検討
- ⑥主要な他行との連携
- ⑦プロジェクトの推進

プロジェクトの例としては、政策調達や、企業への融資の際のSRI投資が挙げられる。持続可能性には3つの側面がある。

- ①ウエストバック銀行自体
- ②サプライチェーン
- ③投資、融資

③については赤道原則（Equator Principle）<sup>52</sup>を採用している。個人向け商品は大学と共同研究しているが、海外で成功していても、オーストラリアは市場規模が小さいので難しいとのことである。消費者が持続可能性に関する商品にどうしたら興味を持つか、本当の原動力の把握が重要と思われる。ウエストバック銀行を持続可能性のイメージとどう結びつけるかという努力は成果を見せはじめており、同行に就職を希望する人が増えたことはいい例だろう。マーケティングやブランド力の醸成のため、内容的部分に力を注いだため、ようやくこれをビジネスチャンスに生かす時が来たと言える。

ビジネス原則については、ステークホルダーとの関わりと同様に重要である。これは持続可能性に関する150の誓約があり、第三者による支持を受け、時間はかかるが多数の関係をj得ている。

<sup>52</sup> 銀行が発展途上国で行なわれる大型開発案件に融資する際に、環境や社会面への影響力を評価し、基準を満たさないと融資しないとする原則。シティグループやみずほコーポレート銀行など世界の有力銀行が加盟している。末吉竹二郎『日本新生』北星堂、2004年。

#### (4) 内部委員会の失敗

当初ウエストパック銀行では、外部委員会と同時に内部委員会も立ち上げていた。同行の上級幹部を集めて持続可能性について協議する場を想定したが、次の理由により上手く働かなかった。

①明確な目的の欠如

②他の誓約の存在

②については、対内部、対サプライヤー等各々は成功していたが、CSR 担当部署は持続可能性に対して興味があっても、他部署は担当分野以外に興味がなく、自所属の権益に固執しビジネスチャンスに結びつけようとする情熱はなかった。これに対し、外部委員会では CEO が慎重になりすぎないため、労働組合等との難しい交渉はあるかも知れないが、意見の対立があっても集まる価値があると言えるだろう。

また、若い職員やトップは持続可能性をよく理解しているが、中堅職員や出先機関の職員は持続可能性に関心がないという現象が見られるため、e ラーニングの利用等、研修の充実が今後の課題とのことであった。

### 5 シドニー市役所

シドニー市の中心部、歴史ある庁舎を訪ね、市民生活局のバロン (Monica Barron) 氏に話を伺った。

#### (1) グローバル・コンパクトについて

グローバル・コンパクトについては、名前は知っているが調査はしていない。また、メルボルンではメルボルン委員会です市民・企業・行政と一緒に議論するグローバル・コンパクト・シティプログラムの活動を行っているが、シドニーでは、何をやるかという初期段階にあり、川崎の取組の進捗状況に興味・関心を持っている。

オーストラリアでは、持続可能性の課題は地方自治体でも関心はあるが、州の権限が強く、できることが限られている背景がある。ただし、土地の使用法、オープンスペースの利用法、環境規制、公園・オープンスペースの管理には権力行使が可能であり、絶滅危惧種の保護計画、関連の開発計画などでよい結果が得られつつあり、市がこれ以外の、より大きなプロジェクトの協力者となる計画もある。

#### (2) 現在の取組

##### ○地球環境に関する取組

シドニー市は、国レベルで行っている気候変動のための都市プログラムに参加していて、これは、メルボルンのイクレイ<sup>43)</sup>が本部である。その主たる目的は、温室効果ガスの排出

<sup>43)</sup> 本節 1 参照。



削減、排出量の測定、削減量の目標値達成のための戦略を持つことである。

市は、シドニー地域の3つの大きな地方自治体と環境問題で協力していて、ハワイ市長が議長を務める、環太平洋地域の持続可能な開発協力をおこなうための市長の環境会議にも参加している。

市内では、企業、市民、行政の、いろいろなレベルの人たちが協力して適切な環境目標を達成するためのプロジェクトを進めようとしている。輸送部門の問題を例にとると、いろいろな話し合いがもたれているが、具体策は実現しておらず、一番の課題は他の政府機関、市内企業とよい関係を確立することで、これがないと発展はできないとの認識を市長も持っている。個別の小さなプロジェクトごとにさまざまな主体が集まっているが、協働を目標とする環境団体を作るまでに至っておらず、まだ道のりは長い。

大気汚染問題、湯水対策問題のプロジェクトも始め、州政府、地方自治体レベルの計画、開発協議会における協力を行っている。

イクレイ豪州事務所でも湯水の話聞いており、湯水対策は、オーストラリア全体の問題であるということが分かる。

#### ○市民や企業との協働

企業・市民との協力関係で重要な点は、シドニー市では市民にかかわってもらっているということである。企業や市民とどうやって関係をつけていくのかについては、おのおのが積極的にパートナーを求め、よい資本を集め、より多くの人材を集めることがポイントであると考えている。また、地域での受け入れ態勢の拡大、専門知識の確立、コミュニティの強化が必要で、地域の人には、いろいろな形でかかわってもらっている。

毎週2〜3回、すべて公開で市民の意見を聞いたり、議員や市の管理職と対話を持ってもらうことなどを行っている。また、ワークショップも実施している。

地域との対話では、失業者や疎外されている人が集まっている地域で、インフォーマルなコミュニティを対象とした取組、たとえば、アボリジニの人たちとの朝のお茶会を開催し、そのコミュニティで何をしてほしいかを聞いている。事業によっては市職員がマンパワーを提供するなど、何を実現できるかを共に考えている。

コーポレートガバナンス<sup>54</sup>や社会的責任を求める動きが、企業の綱領を変える時期に来



写真 2-9 シドニー市役所にて

<sup>54</sup> コーポレートガバナンスとは、「企業統治」と訳され、企業における意思決定の仕組みのことを指す。1990年代半ば以降企業の不祥事が多発したことから、企業運営の監督・鑑査の必要性が認識されるようになり、注目を集めるようになった。JMR 生活総合研究所ホ

ていて、CEO、取締役が自社の株主、役員に対して会社がコミュニティに貢献していることを示す傾向にある。

シドニーでは、市からの働きかけのみならず、企業から市役所を通じて地域貢献しようとする動きがある。市役所を通すことでより多くのコミュニティに協力できるからである。このような企業からの提案による取組を行う場合は、市民生活局が申し入れを受け、契約書（contract）を作ったり、パートナーシップ協定を作り、寄付を受けることもある。最近では多くの企業が協働に関心を持ち始め、4～5名の職員では徐々に忙しくなりつつある。市議会への提案、収支の把握、事業内容の検討などを行っており、プロジェクトを実際に行うのは個々のプロジェクトの該当する担当部門である。なお、企業への働きかけは別の部署で行っている。

企業と市民の協働、シドニー市と企業、シドニー市と市民という協力関係というものもある。ビジネスフォーラムで大企業のCEOと定期的に市長がディスカッションしていて、そこで課題の提起がされる。このディスカッションはオープンミーティング（参加自由）だが、内容は秘密にされている。

具体的な事業としては、地域とビジネスの協働（community business partnership）がある。その1つに、レンドリース（Lend Lease）社の例が挙げられる。市が再開発を行った港湾地域の住民にレンドリースという開発会社が資金を出して、青少年向けのプログラムを始めた。レンドリース社の社員が放課後の子供達に勉強を教えるなど、地域に開かれた企業として住民と関わるもので、市は助言を行うという形で関わっている。

首相もこの活動を支援する姿勢であり、連邦政府も三者（市、企業、住民）がともに活動することを求めている。課題としては、この活動はシステムの、体系的ではないので、今後はシステム化して組織的に取り組むことが必要である。

#### ○シドニー市役所のCSRの取組

シドニー市役所は、グローバル・コンパクトの年次報告（COP）にあたるものは作成していない。社会的責任の取組がまだ明確な段階ではないが、社会的責任の取組を手探りで行っているのではなく、市としてのプロジェクトを作るときに目標を決めるという方法を取っている。

環境管理計画（Environment project management）を作成途中である。内容としては既存の戦略の纏め上げである。

#### ○環境問題への取組

ビルのテナントがエネルギー消費を減らした場合、優れた企業市民であることの表彰をシドニー市が行っている。

---

ホームページ（<http://www.jmrlsi.co.jp/menu/yougo/my08/my0831.html>）。

ビルのエネルギー消費削減をしてもらい、シドニー市全体のエネルギー消費削減につながっている。

ビレッジグリーンという制度があり、小企業の所有者が廃棄物の削減の活動をしている。この制度のロゴを作成して、店や企業でロゴのシールを張ってもらっている。このシールを貼っていることは、制度にパスしたことの証明になる。

都市環境協定<sup>56</sup>（Urban Environmental Accords）に参加することを検討している。これは、世界環境デーで宣言された持続可能な都市をめざす協定で、世界各国の市長がこれに参加することを検討している。

廃棄物については、埋立地における建設廃材を法的に規制している。廃棄物の40%が建設廃材で埋立地が残り少なくなっている。

また、環境問題への取組に協力してもらうため、個々の企業訪問もする。協力をお願いする手紙を出したりもしている。

### ○グリーン調達

市役所内部での調達の環境配慮については、今まで正式な文書がなかったが、グリーン調達制度を利用して環境影響を図る。平成18（2006）年6月から実施する予定である。調達先として、人権・労働に配慮している会社を優先するという配慮については、政策にかかわることあり、市議会が決議することであると判断する。必要なのは特定の企業、特定の議員がかかわらないということで、公正取引の法律や全国レベルの競争法に従う、既存の法律の遵守が必要である。

### （3）まとめ

ここまで見てきたとおり、シドニー市では、グローバル・コンパクトに参加しておらず、市民・企業・行政の協働の取組組織はなく、COPにあたるものは出していない。また、環境管理計画、グリーン調達、都市環境協定についてもこれから取り組んでいくということで、社会的責任に関する取組は、まだ緒についたばかりという印象を受けた。

<sup>56</sup> この協定は、エネルギー、廃棄物削減、都市デザイン、都市の自然、運輸、環境と健康、水という7つの環境項目をカバーしており、各市が実施できる21の具体的な活動が盛り込まれている。こうした活動は、将来世代のニーズや地球の健全性を満たしながら現在のニーズを満たすことを目指すものである

（<http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=10307&oversea=1>）。



## 第6節 考察

### 1 メルボルン委員会継続の秘訣

メルボルン委員会という組織がなぜ継続しているか、我々の最大の疑問であった。年数回の会合に CEO や部課長級の担当者が職務時間を削って出席し、決して安くはない年会費を支払ってでも参加したいというからには、強力な動機があるはずだ。そうでなければ経費節減する中で年会費を理由に参加しない企業や、途中で抜ける企業も出てくるはずである。その継続の秘訣は次の理由が考えられる。

#### (1) 企業主導で始まった集まりである

行政がやりたいことを企業に「やってもらう」のではなく、企業の自発的取組に行政や市民団体が力添えをする、という構図が今も続いている。企業にとっては地域貢献を通じて、地域の活性化から派生する企業活動の活性化や、企業のブランド力の向上という効果が期待でき、市民や行政は地域の活性化は望むところであり、企業の力を借りて目的を達成できるので積極的な支援を得られ、三者が対等に話し合うことができるのだろう。

#### (2) 各組織の代表者が参加している

メルボルン委員会には、企業・市民団体・行政の三者の代表者が理事会ないし委員会に参加している。こうした各組織の上層部の参加は、もちろんその企業の熱意を示すという側面もある。しかしそれだけでなく、同委員会の議論の出発点に各団体の責任者が参加することにより、担当者レベルの会議よりも決定権が広がり、結果として意思形成がより迅速に行われることになる。そして、ここで決定された個別事業等の内容を基にして、担当者会議でさらに詳細を詰める仕組みとなっているのである。こうした仕組みは、同委員会における意思決定をより迅速にしており、結果として同委員会の活動をより活発なものにしていると思われる。

#### (3) 政治的・財政的に中立を保っている

メルボルン委員会は、様々な主体に広く門戸を開いており、実際にも様々な主体が参加することによって、政治的に中立性を保っている。また、参加者の会費のみによって運営され、財政的にも自律性を保っている結果、広く一般的に支持を得ることができる。

#### (4) 170 以上の組織が参加する大きな団体である

既に 170 以上の組織が参加しているため、ある程度の規模の企業になると、メルボルン委員会に参加しないことにより企業イメージが損なわれるおそれがある。また、政策形成の場であるとする、参加しないことにより地域の情報から遮断され、ビジネスチャンスを見逃すおそれもある。

## 2 メルボルン委員会の機能

メルボルン委員会での数ある事業のうち、シティプログラムの具体的成果として紹介されているものが、公共料金債務軽減事業である。これは、本章第4節2においてヤラ溪谷水道公社の生活困窮者対策事業として紹介したとおり、公共料金の滞納が生活困窮のきっかけになっているという前提のもと、電気・ガス・水道会社と行政、NPO が協力してそれらの軽減に取り組むものである。

この事業は、現在メルボルン圏内にある電気会社、ガス会社、水道公社の多くで行われている。利用者の要望や、社内のアイデアから形になるまでに、メルボルン委員会という話し合いの場があったことが、この事業を大きく前進させた。このことから、メルボルン委員会が、単なる成功事例（ベストプラクティス）の共有だけでなく、政策形成に近い機能も担っていることが分かる。

## 3 グローバル・コンパクトの年次報告書

グローバル・コンパクト参加後は、年次報告書の作成が推奨されており、市として署名したからには市としての年次報告書の作成も検討が必要である。オーストラリアの地方自治体は以前から年次報告を市民に対して行うよう法律で定められている。日本では、予算書や決算書の作製は法律で定められており、財務報告にあたるものはあるが、事業報告については求められていない。メルボルン市では従来からある年次報告書をそのまま利用し、その中に GRI ガイドラインに沿った目次をつくり、参照ページを掲載している。本市の市勢要覧は、市のイメージアップに関する事業を中心に掲載しているため、内部統制に関する情報など企業の CSR 報告書には当然載っているような情報は掲載していない。したがって、事業報告書を全く新規に作成するか、現在の市勢要覧に内部統制に関する情報も盛り込むなど、工夫する必要がある。

## 4 かわさきコンパクト推進の要件

企業の利益が見えない現状では、いくら参加要請をしても断られる可能性が高い。潜在的に地域貢献したいと考えている団体に、いかにシティプログラムの存在を周知し、参加団体を多く集めるかが問題となる。メルボルン委員会は市内の有力企業が主導したことにより、現在では 170 以上の組織が参加する影響力の大きい委員会となったが、本市は臨海部など一部の地域には同種の会議体が存在するものの、南北に細長い地理的特徴からか、市内全体のために大手企業が他の団体を巻き込んで地域貢献しようとする動きはあまり見られない。シティプログラム国際事務局も、どの国も行政や NPO の参加は容易だが、企業を参加させるのは難しいようだと言っていた。本市でも、市内の有力者に対してアピールして地域貢献したい企業を集め、「入ってもらおう」のではなく「入りたくなる」委員会となるため実績を重ねることが必要である。

## 第3章 提言

本章では、オーストラリアでの現地調査とこれまでの議論を前提として、「かわさきコンパクト」を作成し、推進するための諸問題を整理する。そして、これらの解決に向けた方策を提言する。

### 1 CSR室(仮)の設置

既に述べたように、本市は従来 CSR の理念やグローバル・コンパクト 10 原則に合致する事業を数多く行ってきた。しかし、これらの事業の多くは個々の担当部署が独自に運用するだけであることが多く、これらを総合的に管理調整する部署は存在しなかった。また、各事業を客観的に評価し次の施策に反映させる仕組みについても必ずしも十分でなかった。

グローバル・コンパクトは、地方自治体にも年次報告書の提出を推奨している。確かに、本市が市民に対して自らの活動を公表し、市民からの意見や批判を受ける機会をもつことは、開かれた市政のために不可欠である。我々が訪問したメルボルン市役所においてもこうした部署があり、年次報告書を作成しており、ホームページ上でも公開している<sup>1)</sup>。本市においても、ホームページ上でこれまで取り組んできたさまざまな政策や資料などを検索できるようになっている。しかし、CSR の観点から編集された情報はまだ十分とはいえない<sup>2)</sup>。

こうした点を踏まえ、我々はまず、庁内の CSR 活動を統括し推進する「CSR 室」(仮)の創設を提言する。これは、これまで独自の事業として各局等が独自に実施してきた事業について、その組織は原則として残したまま、それらの実施状況や結果、または今後の動向について統括し、CSR 活動を推進する部署を組織しようというものである。これにより、本市が自ら実施している事業の全体像を把握し、また体系的に公表することが可能となるだけでなく、各局区室を横断する効率的かつ戦略的 CSR 経営を実行できると考える。また「かわさきコンパクト」事務局やジャパンネットワークと本市との連絡調整など、パイプ役としての機能もここに付与させることが可能となるだろう。ジャパンネットワークによる具体的な動向については今後注視していく必要があるが、グローバル・コンパクトの今後の活動は各国のローカルネットワークを核に推進されるという方向性も既に打ち出されており、学習フォーラム等さまざまな活動をしていくことが考えられる。そのため、同ネットワークからの情報収集、さらに情報発信を行っていく機関が必要であり、「CSR 室」(仮)が設置されれば、こうした機能をも担っていくことになると思われる。さらに、ISO の CSR 規格であり平成 20 (2008) 年の発行を目指して開発作業中の ISO26000 の動向にも注視している必要があると思われるが、ここでこうした規格に対する調査研究等を行う

<sup>1)</sup> メルボルン市役所ホームページ (<http://www.melbourne.vic.gov.au/>)。

<sup>2)</sup> 川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/>)。



ようにすれば、より機能的な組織となる。したがって、CSR 室（仮）の設置にあたっては、こうした点を考慮する必要があると思われる。

さて、この部署の設置箇所についてであるが、これは組織体系上なるべく市長の近くに配置すべきである。それは、CSR に力を入れる主な企業が CSR 担当を社長直属か、またはそれに近い位置に配置している<sup>3</sup>ことから示唆されるように、組織における CSR 担当の位置が、その組織の CSR への関心の強さを示す指標の 1 つになると同時に、CSR 活動が単に庁内の 1 部署の取組に終わるものではなく、庁内全体としての取組が必要となるものだからである。このため、市長をはじめとする市の幹部全員が CSR 経営の責任者となり、庁内の取組を担保することも要請されるが、さらに機能的に市政に反映させるための仕組みが必要であると考えている。

場合によっては現在の組織体系に関わらず、CSR に関しては市長をはじめとするトップの意思決定が直接現場に伝わるような体制を構築することが必要となるかもしれないが、いずれにしても、本市が CSR 経営を積極的に推進していることを内外に示すため、こうした組織は不可欠であると思われる。

職員の人数が減少している昨今の状況を考えると、新たな組織の創設は困難に思えるかもしれない。しかし CSR への取組は、たとえ地方自治体にあっても、今後不可欠となることは間違いない。現在作成している「かわさきコンパクト」は民間企業や市民にも自主的な行動を促す以上、行政自身に変化をしない訳にはいかないはずである。本市のグローバル・コンパクト参加にも、こうした理念があったはずである。メルボルン市の事例を参考に組織の統廃合等を活用しながら、機能的な CSR 経営のための組織を創設すべきである。そして、こうした取組により全市職員に CSR 経営とグローバル・コンパクト、およびかわさきコンパクトの理念の浸透を図るべきである。

## 2 シティプログラム先行プログラム参加による国際貢献

本市は、平成 18（2006）年 1 月にグローバル・コンパクトに署名した。このことは、グローバル・コンパクト事務局を通じてシティプログラム事務局にも連絡されている。シティプログラムでは現在先行プログラム参加都市を募集しているが、事務局の事務処理上の要請から、平成 18（2006）年 7 月頃を目途に募集が打切られる予定になっている<sup>4</sup>。

また、シティプログラムには現在 15 都市が参加しているが、先行プログラムのため参加定数を制限するとのことであり、上記の期限にかかわらず途中で参加が締め切られる恐

<sup>3</sup> たとえば、全日本空輸（全日空）では、社長直属の組織として 3 会議 6 委員会を配置しているが、この中に「CSR 推進委員会」「地球環境委員会」「コンプライアンス委員会」などが設置されている（全日空ホームページ（<http://www.ana.co.jp/cp/soshiki/main.html>））。また、グローバル・コンパクト参加企業の株式会社東芝でも、組織図上社長の直属に CSR 本部を置いている（東芝ホームページ（[http://www.toshiba.co.jp/about/or\\_j.pdf](http://www.toshiba.co.jp/about/or_j.pdf)））。

<sup>4</sup> シティプログラム国際事務局にて確認。平成 17（2005）年 11 月現在。

れもある。

全国に先駆けての取組を対外的に宣伝するためにはシティプログラム先行プログラムに参加することは非常に有効な手段となる。逆に、シティプログラムに参加していながら先行プログラムに参加できなければ、シティプログラム参加の意義は乏しい。また、先行プログラムに参加すると事業の報告が求められるが、必ずしも事業が成功してからでなければ報告ができないということではない。このため、本市においてもできるだけ早期にシティプログラム先行プログラムへの参加を表明すべきである。なお、本市が取り組む事業としては「かわさきコンパクト」との連動を検討することができよう。とにかく、参加を表明して本市の積極的な姿勢を内外に示していくことが重要である。また、先行プログラム参加によりメルボルン委員会及びシティプログラム国際事務局と連携し協力体制を構築することが可能となり、さらにシティプログラムの成功事例（ベストプラクティス）として本市の事例が諸外国に公表されれば、本市を諸外国にアピールする好機ともなり、ひいては国際貢献につながると考えられる。

### 3 かわさきコンパクト委員会(仮)への参加促進

#### (1) 市民参加の促進

平成 17 (2005) 年度のかわさきコンパクト検討委員会において、広範なかかわさきコンパクトの取組のうち第 1 段階として、事業者向けの「ビジネス 9 原則」が提案された。かわさきコンパクトの仕組みをはじめからすべて整備するのは困難であるから、企業から段階を追って市民の取組に広げ、市民に向けた取組のよい先例を作ることが期待されている。

こうした対応は非常に現実的であり、実際の運用にあたり適切な案であるといえる。しかし、これだけをもってかわさきコンパクトだという誤解を市民に与えるようなことがあってはならない。この段階では、「企業」「市民」「行政」の三者のうち、「市民」の部分が欠落しているが、当初から市民の意見を取り入れる機会を設けるなど、市民を取り込むための方策を検討すべきである。

#### (2) 県、国および近隣自治体との連携

行政の参加といった場合、本市の参加のみ議論してきたが、市内の関係組織となると、警察や国道事務所といった県や国の機関も当然含まれる。また、例えば多摩川に関する事業では、京浜河川事務所や対岸にある東京都の各自治体の協力が不可欠であるように、隣接する地方自治体との連携に注意を払う場合も考えられる。メルボルン市では、メルボルン委員会を通じて州政府への発言力が強まったとの話があった。また政令指定都市である本市の場合、県が介在する事業とそうでないものが混在しており、例えば低公害車購入費用の助成制度など、県と市とで同様の事業をしている場合がある。県と市においても類似する部署間での連絡会が行なわれているところではあるが、それを一歩進めて、企業や市民団体も参加するかわさきコンパクト委員会(仮)を通して連携することは、情報共有及



びそれぞれの政策への影響力の増大という点で大いに意味があるといえる。

### (3) 大学との連携

かわさきコンパクト委員会事務局への大学生・大学院生・研究生の派遣の受け入れを提案する。本市では既に平成 17 (2005) 年度から多摩区 3 大学 (専修大学・明治大学・日本女子大学) への連携を行っている。また、川崎臨海部の資源循環の取組についての研究では、東洋大学地域産業共生研究センターに対して、本市は情報提供の形で協力しているが、この研究には当然のことながら、費用負担を求めたりもしない代わりに、大学関係者に対し人件費等の負担はしていない。

かわさきコンパクトの活動を大学の研究テーマとしてもらい、かわさきコンパクト事務局が企業へのインタビュー調査、アンケートの作成・分析業務などを実施する場合に、研究活動の一環として大学の組織の協力を得ることなども一案として考えられる。

グローバル・コンパクト・シティプログラム国際事務局では、メルボルン大学と協定を結び、それに基づき連携 (インターン生の受け入れ) を行っている。私たちが訪問したときも、メルボルン大学の大学院生として政治学の研究生活を送るかたわら、グローバル・コンパクト・シティプログラム国際事務局の職員としての籍も持ち週 2~3 日勤務している職員がいた。また、それ以前にもブラジルからの留学生がグローバル・コンパクト・シティプログラム国際事務局に籍を置き、ポルトアレグレのグローバル・コンパクト・シティプログラム参加に当たって、ポルトガル語での連絡調整に主たる役割を果たした。

このような提携関係は、かわさきコンパクトの事業を行うにあたり大学の知識を活用し、かわさきコンパクト事務局を運営するに当たっての人的資源の確保を考えると非常に有効であろう。

ただし、派遣に当たっては、学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする短期の研修では、事務局の負担がかえって大きくなることが予想されるので、事務局での経験をかわさきコンパクトの事業に活かす提言や活動ができるようになるくらいの期間という意味で、半年から 1 年以上程度の長期派遣が望ましい。

## 4 最高責任者の参加

メルボルン委員会の成功の秘訣は、1 つは設立経緯が企業主導だったことであり、もう 1 つは参加者が地域で影響力のある人々が集まっている点と言える。これにより現在 170 以上の組織が参加し、会費のみによる継続的な運営を可能としている。

仮に参加者が担当者レベルであれば、例え地域全体にとってはいいアイデアであっても、自組織の負担が増えるような事業であれば持ち帰って検討せねばならず、そのような場合

---

※ 関連ホームページ

([http://www.city.kawasaki.jp/71/71tama/home/shinchaku/2005nendo/shin\\_tyouinsiki.html](http://www.city.kawasaki.jp/71/71tama/home/shinchaku/2005nendo/shin_tyouinsiki.html))。



は別の部署からの反対で断念せざるを得ないことも考えられる。しかし、組織の代表者であればその場で政治的判断ができ、仮に自組織内の反発があっても自らの責任で対処できる。いわばトップダウンによってはじめて機能するものと考えられる。

メルボルン委員会とかわさきコンパクト委員会（仮）を比較すると大きく異なるのは、立ち上げが行政主導という点である。そこで、まず市内で影響力のある人が、かわさきコンパクトに賛同し情熱を持って取り組む必要がある。そのためには参加を促す行政側も、市長あるいはしかなるべき上級職員が情熱を持って取り組む必要があるだろう。トップセールスによって川崎工場の工場長や、中小企業の社長、NPO 法人の代表など、市内の各組織の最高責任者で、かつ地域貢献したいと考えている人の賛同を得ることができれば、建設的な議論が展開できるのではないだろうか。

## 5 運営の独立性の確保

かわさきコンパクト委員会（仮）事務局の運営に当たり、かわさきコンパクト委員会（仮）は行政・市民・企業とそれぞれ等間隔で独立の立場で運営することを想定している。どれかひとつに財政、人的資源の援助を受けると公平な立場での運営ができなくなるからで、グローバル・コンパクト・シティプログラム国際事務局も独立の委員会を組織することを求めている。

そのためには、委員会運営のための費用が必要になる。例をあげると、

### ①事業運営費

- ・都市問題解決のため委員会事業を実施するための調査・研究費
- ・委員会開催の会場費、事務費、通信連絡費
- ・会員の登録、名簿管理
- ・会報の発行、発送

### ②委員会事務室維持費

- ・家賃、光熱水費、管理料

### ③事務局員の人件費

- ・事務局長、研究員、事務員

委員会を恒常的に運営していくためには、事務局の執務室を確保する必要があるが、川崎市内のビルに事務所を構えとなるとそれ相応の賃料を支払わなければならない。しかし、その賃料をまかなうだけの会費の確保が可能か検討する必要がある。賃料を市や企業が負担したり、補助を出すことは、委員会の独立性の妨げになるが、かといって会費だけで通常の賃料を支払うことは難しいであろう。ここで、委員会の予算について試算してみる。川崎駅周辺のオフィスビルの賃料の相場<sup>6)</sup>は、1㎡あたり 1.2 万円である。10 ㎡のオフ

<sup>6)</sup> 平成 18（2006）年 3 月 1 日現在。三幸エステートホームページ  
(<http://www.websanko.com/marketdata/results/kanagawa.html>)。

イスを12ヶ月借りると144万円必要な計算になる。仮に会員が100団体集まったとして、年会費2万円とした場合、会費による収入は200万円になるが、これでは、家賃分でほとんどなくなってしまう。事業運営費、人件費、事務費など、その他の財源を新たに捻出しなければならないことになる。

シドニー市のセントジェームス倫理協会は、協会の事業に理解のある経営者から無償で事務所を借りている。確かに、長期に借りられる事務所の確保は難しいようであるが、参考にはなる。委員会の立ち上げ期間については、市の助成を検討することも選択肢の1つだが、これも永続的とは限らず、自主財源のみによる運営が必要になってくる可能性もあるので、会員数をできるだけ増やせるよう、魅力ある活動を実施する必要がある。

## 6 新規事業の選定方法

メルボルン委員会では、市民・企業・行政の三者が単独で行ってはいけなかったことを、三者が知恵を出し合い協働して取り組むことによって課題解決を図る仕組みを構築した。川崎で同じ取組をする場合、単独で解決できない課題のうち何を主眼とするか、その選定方法が問題になる。その際参考となるのが、メルボルン委員会での事業の選定方法である。メルボルン委員会では、企業・市民・行政の三者の責任者が参加する委員会において、①緊急性、②重要性、③未着手、という3つの条件で絞り込んだ議題を、ステップ3<sup>7</sup>の選定基準によって事業として選定している。本市においても同様の手法を用い、新規事業を選定する方法が考えられる。

## 7 既存事業の再評価

### (1) 庁内における既存事業

現在庁内では、女性人材活用、政策調達、コミュニティビジネス融資、ミニ公募債等のCSRに即した新規事業が進行中である。これらの推進は今後注目していくところであるが、既存事業の再評価も重要である。

例えば、グリーン購入の徹底が挙げられる。現在、環境局が中心となって推進しており、環境管理システム（エコオフィス計画）<sup>8</sup>の中に位置付けられている。市が定めるグリーン購入方針は国が定めるグリーン購入方針に基づき作成しており、調達の際のガイドラインとなるものである。しかし予算の都合上拘束力を伴わせることは難しく、点数が多いため統計をとることすら困難である。そこで、現在でも可能な取組として、エコ商品の購入数

<sup>7</sup> 第2章第2節2参照。

<sup>8</sup> 市内最大の事業体である市役所が率先して環境保全活動をするための、市の内部組織を対象とする計画。庁内の1人当たりの紙の使用量の報告や、オフィスでの節電など環境配慮している状況を自己採点するもの。国の動向を考慮し、第2次計画からは温室効果ガス排出抑制や、グリーン購入を盛り込んでいる。現在、温暖化対策推進法の改正に伴い第3次改定作業中。内容は温室効果ガス排出量の把握の対象を、環境局以外の出先機関も含めた全組織とし目標値を定めるなど。



だけでも統計をとり、実績を各担当まで通知し、前年度と比較できるようにするなど自己評価ができるような情報のフィードバックができないだろうか。そして結果を返すことで調達担当者の意識向上にもつながり、より実効性を伴うことができるのではないだろうか。

また、例えば工場からの土壌や地下水汚染など、企業側から報告されたリスク情報を、市民にどう伝えるかというガイドラインも未整備である。リスク・コミュニケーションについては、既に平成 14（2002）年度に研修所研修において検討されているので<sup>9</sup>、その手法を生かし、どのような場合に市民に情報提供するか、またその方法はどうか、などの基準をガイドラインとして作成することも、内部統制の意味で重要だろう。

内部統制の考え方から、服務規程の徹底なども当てはまる。このように、従来から当然のようになってきた事業や、検討されていても特に担当部署が決まっていなかった形になっていない事業についても、再度 CSR の切り口でスポットを当て、見直すべきところは見直していくことも重要だと考える。そのためには、問題の掘り起こしを常にできる体制が必要であり、先に述べた CSR 室（仮）がその一端を担えるのではないだろうか。

## （2）かわさきコンパクトの候補事業

現在川崎で課題となっている都市問題がかわさきコンパクトで取り組むべき課題であるが、新規事業にこだわらず既存の事業を再評価して、市民や企業など今まで参加していなかった主体を巻き込んでいく方法も考えられる。行政はこれまでの規制行政の限界から、企業や市民による自発的な活動を必要としている。企業は CSR を通じたブランド力の向上が企業の存続や経営強化につながるが、市民意見を取り入れる際のノウハウやコストなどは、行政のサポートによって補われる可能性がある。NPO が抱える問題は資金やノウハウであり、行政からの補助金だけでは限界があるが、企業が参加することによって補われる可能性がある。そこで、これまで行政だけ、あるいは NPO、企業だけで取り組んできた以下の 7 事業について、かわさきコンパクトという新しい切り口で取り組むことを提案する。

### ○事例 1 障害者雇用施策

日本における障害者の雇用施策については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」<sup>10</sup>（障害者雇用促進法）および同法に基づく「障害者雇用対策基本方針」により、対象者の能力と適性に応じて働くことで社会参加を促進していくよう、さまざまな施策が行われてきた。また、「障害者基本法」<sup>11</sup>および同法に基づく障害者基本計画等に基づき障害者が一般市民と同様に社会経済活動に参加して生きがいを見出していくことができる社会を目指すこと

<sup>9</sup> 平成 14 年度企業等合同研修報告書『市民との新たな対話手法 リスク・コミュニケーション』川崎市職員研修所、2003 年。

<sup>10</sup> 昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号。

<sup>11</sup> 昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号。



が方向づけられた。

平成 10（1998）年 7 月より実施された障害者雇用促進法の改正に伴い、民間企業における法定雇用率が従来の 1.6%から 1.8%に引き上げられ<sup>12</sup>、また従来身体障害者だけが対象であった障害者雇用率算定の対象に知的障害者が含まれたのを受け<sup>13</sup>、関係者の間で障害者雇用について、とりわけ知的障害者への理解が深まり、特に知的障害者についての雇用状況は改善した。しかし、厳しい経済情勢の下で企業の組織再編が活発化し、また就職を希望する障害者数も増加していることから、障害者施策は新たな対応を迫られることになった。こうした中で、平成 14（2002）年に障害者雇用促進法が改正され、特例子会社<sup>14</sup>の認定要件を緩和し、特例子会社を有する企業が企業グループで雇用率を算定できるようになるなど法整備がなされてきた。また、障害者雇用を促進するための制度づくり<sup>15</sup>も進んでいる。一例として、職場適応援助者（ジョブコーチ）事業がある。これは、障害者が就労する前に新職場への適応を支援し、また就労後に抱える問題を解決するための人的支援制度である。このほか、精神障害者総合雇用支援や職業準備支援、さらに OA 講習なども行われている。こうした背景から、企業を取り巻く障害者雇用のありかたについては少しずつ変化してきた。しかしながら、障害者雇用の情勢は相変わらず厳しく、多くの企業で上記の法定雇用率が達成できていないのが現状である。

こうした中、いくつかの企業では法定雇用率を大幅に上回る雇用を実現するなど、積極的な障害者雇用を行っているが、川崎市において特に多くの障害者を雇用している日本理化学工業株式会社<sup>16</sup>はその好例といえるだろう。同社は人体に無害な炭酸カルシウムを原料に用いたチョーク等を製造しているが、昭和 35（1960）年に知的障害者を 2 名雇用したのを契機として積極的な障害者雇用に乗り出した。昭和 50（1975）年に開設された川崎市高津区内の同社工場は、全国で初めての心身障害者多数雇用モデル工場が開設され、同社美唄工場（北海道）とともに、重度障害者多数雇用事業所<sup>17</sup>として現在に至るまで多

<sup>12</sup> 常勤労働者が 56 人以上規模の企業の場合。なお、国、地方公共団体（職員数 48 人以上の機関）については 2.1%（ただし、都道府県等の教育委員会（職員数 50 人以上の機関）については 2.0%）である。

<sup>13</sup> 障害者雇用促進法の改正（平成 18 年 4 月 1 日施行）に伴い、新たに精神障害者も法定雇用率に算入されることになった。

<sup>14</sup> 通常、障害者の雇用義務にかかる法定雇用率の算出に当たっては、子会社で採用した障害者は親会社の障害者数には算入されない。しかし、一定の要件を満たせば、子会社が親会社の事業所とみなされ、子会社の障害者数を親会社のものとして算入することができる。このような子会社を「特例子会社」という。

<sup>15</sup> 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構ホームページ  
(<http://www.jeed.or.jp/index.html>)。

<sup>16</sup> 本稿の作成にあたり、同社パンフレットおよびホームページを参照した。

<sup>17</sup> 一般に、雇用している重度障害者数が 10 人を超え、かつ雇用者全体に占める割合が 20% 以上の事業所をいう。同社ホームページ

(<http://www.rikagaku.co.jp/syougai/syougai.htm>)。

くの障害者を雇用している。

障害者雇用の課題は、同社のように障害者雇用に積極的な企業がある一方で、必ずしも積極的採用がなされていない企業が多いことである。背景には、経営者の障害者に対する印象など、さまざまな事情が考えられるが、かわさきコンパクトを通してこうした企業を支援したり、新規の取組を奨励したりする枠組みが検討され、企業による障害者の積極的な採用を支援できれば、市内の障害者雇用に貢献することができるだろう。

## ○事例2 不法投棄

不法投棄で多いものは産業廃棄物、とりわけ建設資材（がれき、木くず、廃プラスチック、汚泥等）であり、全体の7割を占めている<sup>18</sup>。環境省の発表によると件数は減少しているかのように見えるが、統計では10トン以上の大規模なものを対象としているため、10トン未満の小規模事案は増加していると予測される。実際、現場感覚では家電製品など処分の有料化によって、小規模な不法投棄は増えているとのことである。また、不法投棄の実行者については、排出業者37%、無許可業者が23%であり、実行者不明の案件が26%にも上る。

不法投棄された場合、当然実行者の責任となるが、実行者不明案件については、原則的にごみが捨てられた土地の管理者の責任となり、市道であれば道路管理者である建設局、港湾地区であれば港湾局の管轄、私有地であればその土地の所有者となる。本来は不法投棄の実行者を探し出して適切に処分させるべきだが、実際ごみに名前は書いていないため探し出すことはほとんど不可能であり、結局決定的な対策はなく、不法投棄されやすい場所の監視強化やパトロールで早期発見し、事態の悪化を防ぐしか打つ手がないのが現状である。

しかし監視やパトロールを強化するといっても、現在の人員や予算では行政だけでは手が回らない。そこで本市は平成17（2005）年度からタクシー事業者と協定を結び、不法投棄の通報制度を開始した。タクシーは「不法投棄24時間パトロール」というステッカーをバンパーに貼って街中を走り、不法投棄を発見したら管轄の生活環境事業所へ通報するという制度である。しかしこれも限界があり、仮に通報を受けたとしても、市側が処分する予算もなく、またすぐに処分しては不法投棄をした排出事業者にとって「やり得」となってしまう、費用をかけて適正に処分した排出事業者には不公平感を植え付けてしまう。

根本的な解決のためには規制強化だけでは限界で、予防策が重要となっている。そのため、排出事業者への情報提供やモラルを高めていく必要がある。「ごみは手元からなくなればよく、安く捨てられるなら安いほどいい」という価値観を脱却し、少し高くても適法に処理をする優良な処理業者に委託するなど、排出事業者の意識が高くなれば処理業者も料金の不当な値下げ競争から解放され、収入を確保するため処理能力以上に受注して起

<sup>18</sup> 環境省報道発表資料（<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6516>）。



こる不法投棄なども減少するのではないだろうか。

現在、本市では、予防策として排出事業者への指導を行なっている。市内に対しては市内廃棄物説明会、外部に対しては団体からの依頼があれば出張講習会を実施している。しかし市内向けの説明会は、担当部署が抱える事業の状況によっては手が回らない年度もあり、外部への出張講習会も大々的に宣伝して依頼件数が増えてしまうと現在の人員配置では対応できないため、あまり宣伝できないのが現状である。また出張講習会自体も、手続きの煩雑さなどの不満を行政に訴える場と化してしまっている側面がある。

そこで、市民と企業と行政の責任者が一同に会して話しあう場を設け、情報や認識を共有し、それぞれができることを少しずつ自発的に行なうとする。例えば市民は清掃活動やパトロールを行ない、不法投棄の早期発見に協力する。企業は自社のごみを優良排出業者に出し、市民活動を支援し、技術のある企業であればごみを資源として再利用できる可能性もある。行政は優良排出業者の情報や必要な法律の知識などを提供する。市民は自らが住む街がきれいになり、企業は地域貢献を通じてイメージアップでき、行政も不法投棄を減らすという目的が達成できる。市民も企業も行政もそれぞれが持っている知識や情報、技術、資産などを出し合って、地域全体にとって何が最善かを対等に話し合う場となれば、いい解決策が生まれる可能性を持っている。

### ○事例3 放置自転車

自転車は、自動車などと同じ排気ガスによる環境負荷がないこともあり、広く一般に利用されている。その一方で、駅前などに放置される自転車も多く、その結果歩道が狭くなり特に子供やお年寄り、または車椅子を利用している方々が危険に晒されるなど深刻な問題点が指摘されている。

本市の調査によると、市内における放置自転車の約8割が通勤通学に用いられており、このため多くの自転車は駅前に放置されているという。すなわち、放置自転車の所有者の大多数は電車を用いているのである。こうしたことから、本市では鉄道事業者に協力を仰ぎ、放置自転車対策への取組に何とか理解を得ながら、鉄道各社の所有する土地のうち、駅から至近の場所を借用して駐輪場を設置するなどの取組を進めてきた<sup>19</sup>。また、事業者が自ら駐輪場を設置し、運営している例もあるという。こうした市と企業の協力などにより、駐輪場の収容数は年々増加している。

しかし、こうした取組により収用可能な自転車数が増加し、実際にこうした駐輪場の利

<sup>19</sup> こうした取組は、鉄道事業者との長い交渉の末に達成されたものであるが、現在においても、鉄道各社の協力の度合いは異なっている。例えば、駐輪場設置にかかる鉄道用地の借用について、無償で応じる企業がある一方で、無償貸与に難色を示す企業もある。各企業ではそれぞれ独自の事情を抱えているかもしれないが、公益性を考慮し、現在無償での貸与に応じていない事業者にあつては、できるだけ早期に無償貸与の方向で検討していただきたいところである。



用が増えているにもかかわらず、違法に駐輪される自転車数は残念ながら減少の兆しがない<sup>20</sup>。その原因はいくつか考えられているが、主に金銭的な意味での自転車価値の低下や、自転車を使う市民のモラルの低下が考えられる。また、駅近くの駐輪場が満杯で少し離れたところにしか空きがなく利便性に欠けるなど、駐輪場の立地条件も大きな要因であるといえよう。

さらに、違法駐輪自転車として撤去され保管所に移動された自転車について、約半数は持ち主が現れないという。これは、主に保管所まで引き取りに行く手間と、さらに1台あたり2,500円の手数料を支払わなくてはならないことが原因であると思われる。

こうした引き取り手のない放置自転車の増加に対応するため、本市では、放置自転車を海外に売却するという新たな施策を開始した。本年（平成18（2006）年）は、この事業により預かり期限の過ぎた4万台の自転車のうちおよそ3万台を売却することができ、約1,200万円の収入が得られたとのことである。このように、本市にとっては自転車の有効利用と市の収入確保という一石二鳥の結果を得ることになったが、依然として放置自転車数は減少の傾向を示しておらず、根本的な問題解決には至っていない。

放置自転車問題は、日本の他都市においても同様に深刻であることが多いが、こうした状況を踏まえ、都市問題解決と事業の両立が可能な事業として、近年「立体駐輪場」が注目を集めている。都市の狭小な土地を最大限に生かすため、自転車企業等が開発に乗り出しているという。開発した企業としては当然採算性についても考慮しているはずだが、その一方で都市問題解決という社会貢献の側面も有している。今後、かわさきコンパクトの視点を取り入れつつ、立体駐輪場業者と鉄道事業者、または駅付近の大規模商店等の協力を得ながら主要駅の近くに立体駐輪場が確保されることになれば、放置自転車対策の一助となる可能性を秘めているといえるだろう。

#### ○事例4 石けんプラント

川崎臨海部にある特定非営利活動法人川崎市民石けんプラント（川崎区塩浜2丁目）は、環境保護活動とノーマライゼーションに取り組んでいるNPO団体である。平成17（2005）年10月に、企業の協力により工場移転をして活動を続けている（次ページ表3-1）。（株）川崎市民石けんプラントで生まれた「きなりっこ」石けんは市民権を得て、川崎市の小学校の廃食油の回収は全校の50%に及び、廃食油からリサイクルされた「きなりっこ」石けんは再び学校給食の食器洗いとして60%の学校で使用されており、循環型社会のモデルとなっている。

<sup>20</sup> 平成7（1995）年が約24,000件で、平成17（2005）年が約22,000件であるから微減ではあるが、この間はほぼ横ばいで推移しており、減少の傾向は見られない。

表 3-1 川崎市民石けんプラントのこれまでのあゆみ

|                     |                                                                                                          |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 60 (1980) 年      | 神奈川県内の地方自治体への合成洗剤追放直接請求を経て、川崎の中で石けん運動の機運が高まる。                                                            |
| 平成元 (1989) 年 11 月   | 生協、労働組合と、6,000 人の市民の出資により株式会社川崎市民石けんプラントが設立された。                                                          |
| 平成 5 (1993) 年       | 地域福祉作業所を併設し、障害者と健常者とが一緒に働くことでノーマライゼーション社会をめざしている。                                                        |
| 平成 17 (2005) 年 10 月 | 工場を移転する。これを機会に株式会社を解散し、特定非営利活動法人川崎市民石けんプラントとして、環境の保全、障害者福祉及び社会教育活動を目的とした市民事業の新たなスタートを切った <sup>21</sup> 。 |

このように、特定非営利活動法人川崎市民石けんプラントは、これまでは廃棄されていた学校給食や個人家庭での廃食油を回収するルートを独自に開発して、その油を原材料にして石けんを作り、この石けんは学校給食の食器洗いや市役所施設などで使用する石けんを使用されている。学校だけでなく、地域の家庭で出る廃食油を回収する仕組みも生協の宅配ルートを利用して行っている。

また、平成 17 (2005) 年 10 月に工場を移転するに際しては、特定非営利活動法人川崎市民石けんプラントの活動に理解を示した企業家が新工場の土地と工場施設を提供し、低額で貸し付けている。平成 5 (1993) 年からは障害者雇用にも取り組んでいる<sup>22</sup>。

石けんプラントでは、このように学校で集めた廃棄物をリサイクルして小学校で使うという資源循環の取組みや障害者雇用など、市民、企業が力を合せて地球環境保全、地域福祉の取組みを行っている。この事例は、市民、企業、行政の三者の協力により運営されており、かわさきコンパクトの個別プロジェクトのモデルとなりうるものである。

#### ○事例 5 ニート対策

特定非営利活動法人キーパーソン 21 (川崎市中原区上小田中) は、自立しなければならないという自覚を欠いていたり、働くことに生きがいを見出せないでいる若者を支援する中で、特に小中高生などの社会観や就労観の育成を目的に、子供達が自らの興味を自己分析したり、関連する具体的な仕事を調べたりする研究集会を実施している団体である。ここでは、講演会やインタビューを中心にしたカリキュラムを作成しているが、この取組は多くの企業の社員が学校に出向き自らの職業体験を語るなど、NPO、企業、学校、ボランティアが協働する従来にないものであるといえる。こうした取組が評価され、同団体は平

<sup>21</sup> 特定非営利活動法人川崎市民石けんプラント設立趣旨書。

<sup>22</sup> 特定非営利活動法人川崎市民石けんプラント案内パンフレット。



成 17 (2005) 年 3 月、効果的なキャリア教育の推進を図るため、学識経験者、経済団体、行政機関、教員、保護者、市民によって組織された川崎市キャリア教育推進協議会の事務局となった。また、平成 17 (2005) 年度には、経済産業省の地域自立・民間活用型キャリア教育事業の補助を得て「産業と市の特性を活かした川崎市キャリア教育プラットフォームの基盤構築事業」を行った。小中学生を対象に、キーパーソン 21 の指導者講習を受けた講師が学校に出向き、独自の教材を用いてカリキュラムに沿って職業教育を行うというモデルプログラムを作成した<sup>23</sup>。近年では、こうした活動への理解が高まったことも背景にあり、講師登録数は 50 名を超えるまでになっている。さらに、市内に拠点を置く企業の協力も得て、地域密着型の職業教育も始めている<sup>24</sup>。

このように、NPO が中心となって学識経験者、経済団体、行政機関、教員、保護者、市民を巻き込んでニートにならないために低年齢から職業意識をもたせる社会活動を行っているキーパーソン 21 の活動は、既にシティプログラムの三者が協力する形に近く、かわさきコンパクトの活動を進めるうえで、先行事例として注目に値する。

#### ○事例 6 各種スポーツ団体との協働による社会貢献活動と市内企業の活動協力

スポーツ選手やスポーツ団体は、これまでさまざまな社会貢献活動などを行ってきた。たとえば、川崎市の市民サッカーチームである川崎フロンターレも、一部選手が自発的に難病を抱える子供への募金などを行うなど、慈善活動に積極的に取り組んできた<sup>25</sup>。こうした活動が社会に、特にこれからの川崎を担う世代に与える影響は無視できない。

そこで、本市と市内のスポーツ団体が協働により、社会貢献活動を組織化することができれば、より大きな力とすることができるのではないだろうか。これは、上述のように募金を呼びかけるというような資金面だけの話ではない。例えば、選手がゴミのポイ捨てや不法投棄、放置自転車などについての啓発活動を街頭で行えば、大きな注目が集められる。こうした活動は、ひいては当該スポーツ及び団体自身のイメージアップにつながり、将来的にはファン層の拡大や集客力の増大をもたらすと思われる。

また新潟などのように<sup>26</sup>、市が中心となってあらゆる市内スポーツチームに「フロンターレ」のチーム名を使うよう呼びかけ、全市的にスポーツ振興に取り組むことも、行政と企業、市民の協力が必要な事業であり、シティプログラムの枠内で考えられるだろう。

<sup>23</sup> 川崎市キャリア教育推進協議会設置要綱、川崎市キャリア教育推進協議会趣意書、およびキーパーソン 21 ホームページ

([http://www.keyperson21.org/kp21/contents/kp\\_about.html](http://www.keyperson21.org/kp21/contents/kp_about.html)) を参考にした。

<sup>24</sup> 『日本経済新聞 (神奈川版)』2006 年 1 月 24 日。

<sup>25</sup> 川崎フロンターレホームページ

([http://www.frontale.co.jp/diary/diary\\_2006/060314.html](http://www.frontale.co.jp/diary/diary_2006/060314.html))。

<sup>26</sup> サッカーチーム、バスケットボールチーム、スキー・スノーボードチーム、ランニングチームなどで同じ「アルビレックス」のチーム名を使用し、ホームページに相互リンクを張って協力関係を持っている。



### ○事例7 ホームレス対策

ホームレス問題は、経済・雇用情勢、教育環境から派生して起こる社会構造的な行政問題である。本市は特に川崎区において、高度成長期を中心に全国から工場労働者等の日雇い労働者が多く集まり産業を支えてきた。しかし彼らが高齢や病気、不景気等のため仕事が減り家賃を払えなくなると、頼る家族等がいない者はホームレスへ転落し、川崎駅前や富士見公園、多摩川河川敷等に野宿するようになった。そこで本市は日雇い労働者の最低生活を補償するためパン券制度<sup>27</sup>を始め、生活保護制度も活用し全国に先駆けてホームレス問題に取り組んできた。平成16(2004)年5月にはホームレス緊急一時宿泊施設「愛生寮」の運営を開始し、緊急一時保護事業も展開した。これは入所者による自主管理を重視している点に特徴があり、共同生活を通じて社会性を回復し、また就職活動する際の拠点としても利用できる自立支援施設で、この方式は「川崎方式」とも呼ばれている。当初は周辺住民の強固な反対にあったが、現在は地域住民も協力的で、川崎駅周辺のホームレスの寝泊りも少なくなり安定稼働している。収容人数250人に対し利用率は低いが、施設の利用者が人間的なぬくもりを感じ、施設運営のさまざまな分野に参加することで自立と社会参加への第一歩を踏み出したことに意義がある、と市長は自己評価している<sup>28</sup>。

国は平成14(2002)年8月、10年の時限立法でホームレス自立支援特別措置法を公布、施行し、本市もその趣旨に即してホームレスの緊急一時保護から就労自立支援に施策を転換した。平成16(2004)年10月には「川崎市ホームレス自立支援実施計画——緊急援護から生活づくり支援へ」と題し平成20(2008)年度までのホームレス自立支援の基本方向を定め、ホームレスの健康・医療の確保、就業機会の確保、居住確保支援や、やがて自立してホームレスが還る地域社会の助け合う力の向上支援等を施策としている。就労意欲のあるホームレスに対し、常時雇用による就労自立を図るための就労支援センターを整備するとともに、ホームレスの自立支援事業を行なう公園型シェルターを平成18(2006)年度開設予定である。あわせて、ホームレスの自立支援事業を行う市民団体等を助成する事業を行っている。具体的には、ホームレスがヘルパー2級や調理師の資格を取得することを支援したり、資格取得後に関係事業所で約3年間常用雇用したりするなどの活動をするNPOに対し、本市が助成を行っている。こうした活動によりホームレスは職業訓練を積むことができ、雇用に結びつく糸口となることが期待される。

今後は、雇用確保の面から雇用主である企業やハローワークとの連携も必要となるだろう。またホームレスが再び地域社会の中で暮らすため、居住地確保の面から大家等地域住民の理解や協力が必要である。さらに、ホームレスの居住地は流動的であり、先進的取組

<sup>27</sup> 面接を受け必要と認められたあらかじめ登録したホームレスが、1日450円の弁当の支給を受けられる制度。当初は食券だったが、転売等制度の悪用がされ始めたため、現在の現物支給となった。なお、平成18(2006)年度末で廃止を検討している。

<sup>28</sup> 市長記者会見(平成17(2005)年5月17日)

(<http://www.city.kawasaki.jp/25/25koho/home/kisya/pdf/050517.pdf>)。

をすればするほど他都市からの流入のおそれがあるため、周辺自治体との連携を進めることも重要な課題である。

この問題をシティプログラムで取り上げ、企業、行政、市民の三者の協力により居住支援や雇用確保を進め、かつ周辺自治体へも同様の取組を広げていければ、インパクトのある事業となる可能性がある。

## 8 成功事例(ベストプラクティス)の採用

かわさきコンパクトで行う事業は、新規事業に限らず、シティプログラムの学習フォーラムで紹介されたベストプラクティスの中から選定することも可能である。平成18(2006)年3月現在、ベストプラクティスとして紹介されているものは、メルボルンにおける公共料金債務軽減事業である。この事業を日本版に翻訳し、実践してみてもどうか。メルボルンでは水道・電気・ガスなどの公共料金の支払不能が債務の悪循環を引き起こしているとされた。だが本市に置き換えると、水道は不払いが続けば供給を停止するため債務が必要以上に増えることはなく、むしろ国民健康保険料や保育料、市営住宅使用料など、福祉的観点からすぐには供給を停止することが難しいものが、雪だるま式の借金になりやすくなっている。市内部での縦割りを排除し、例えば税務部門のノウハウを仕入れて国民健康保険料の徴収に生かすなどの取組は検討されているところではあるが未だ十分とはいえず、また市だけでは改善できない問題もある。メルボルンとは国の制度も国民の意識も異なるため、同事業をそのまま当てはめることはできないだろうが、企業や市民団体の協力を得て、メルボルンの例をヒントに改善方法が見つかれば、シティプログラムの事業と呼べるだろう。

## 9 市民および職員への積極的な広報

### (1) 市民に対しての広報

かわさきコンパクトがどんなに素晴らしい取組であったとしても、行政として市民の理解がなければ活動が続けていくことはできない。また、行政の責任として自らの活動について広く市民に周知することは非常に重要である。地元企業へ参加を呼びかける際も、市民の認知度が高いかどうかは重要になる。



図3-1 グローバル・コンパクト支持ロゴ

そこで、かわさきコンパクトや、その前提となるグローバル・コンパクトないしシティプログラムについて、広報等で周知を図ることは有効な手段となる。川崎市ホームページへグローバル・コンパクト署名に関する事柄は既に掲載されているが、さらに、市民に対



して使用する封筒にグローバル・コンパクトやシティプログラムのロゴを使用し、露出度を増やすことなども市民啓発という観点からは有効であるといえよう。だがグローバル・コンパクトやシティプログラムのロゴ使用には、それぞれ国連広報センター<sup>29</sup>やシティプログラム国際事務局の使用許可が必要である。そのため、かわさきコンパクト委員会（仮）で参加団体に使用許可を自由に出せるようなロゴの作成についても、今後の議論の中で検討していく必要があるだろう。

## （２）庁内の協力体制の確立

ウエストパック銀行の例のように、外部委員会よりも内部委員会の方が、自所属の権益等の問題からか、かえって意思統一が難しい場合がある。例えばグリーン調達を推進する部署と、予算が少ないのでなるべく安価な物品を買いたい部署とでは、あるいは、環境配慮型の最先端の製品を推奨したい部署と、市内中小企業への受注拡大のため一般的な入手しやすい製品の購入を推奨する部署とでは、利害が相反してしまう場合がある。このような状況を避けるため、従来型の縦割りを脱却し庁内各部署が意思統一して CSR を推進するための体制作りが不可欠である。それには、トップの意識改革はもちろん、職員一人ずつの意識改革が重要であり、そのための研修体制を整える必要があるだろう。ニュースレターの発行や庁内講習会など、CSR 室（仮）を中心に、庁内で情報共有できるようにしておくべきである。また、それらの情報が伝達途中で止まってしまい、末端まで行き渡らないようなことがないように、十分に注意する必要があるのはいうまでもない。

## 10 カタカナ表記の日本語化

これまでの議論から明らかなおとおり、かわさきコンパクトはグローバル・コンパクト、シティプログラム及びメルボルンモデルといった諸外国で作成された原則を基に作成されることになる。こうした場合、日本語に翻訳しづらい言葉は英語の頭文字で略記し、またはそのままカタカナ語化して使用する傾向がある。実際、本稿においても「CSR」、「グローバル・コンパクト」、「シティプログラム」もしくは「ステークホルダー」等の言葉が使用されている。こうした表現は、主として英語による論文や演説等が基になっており、研究者など情報を発信する者にとって、翻訳しづらい言葉をそのまま片仮名にすることは、特に適切な日本語表現のない言葉では、翻訳の手間が省けるので都合がいい。しかしこうした表記は、情報の受け手に一定の知識がないと理解が困難である。実際、CSR やグローバル・コンパクトを知らない市民がこれらの言葉を聞いても、即座に理解することは困難であろう。

当然のことながら、「かわさきコンパクト」は主として川崎市に所在する企業を含め、広

<sup>29</sup> 国連広報センター「グローバル・コンパクトの名称及びロゴの使用に関する方針」  
([http://www.unic.or.jp/globalcomp/glo\\_logo.htm](http://www.unic.or.jp/globalcomp/glo_logo.htm))。



く市民を対象とした規範である。そのため、その内容は多くの市民がその内容を理解することが必要である。したがって「かわさきコンパクト」作成にあたっては、単に英語の表記をそのまま片仮名で表記することなく適切な日本語に置き換えるべきである。日本語に翻訳しにくい言葉についても、その意味するところを十分に考慮した上で、できるだけ日本語に改めるよう努めることが望ましい<sup>30</sup>。例えば、「ステークホルダー」は「利害関係者」、「広義の利害関係者」あるいは「関係者」などと訳すことが考えられる。

「かわさきコンパクト」についても、我々研究員で適切な訳語を検討した。「かわさきコンパクト」の「コンパクト (compact)」については、「同意、協定、契約」や「盟約」(契約と約束の中間くらいの効力)<sup>31</sup>と訳されるが、「小型で持ち運びしやすい」という意味のほうが一般的であり、「契約と約束の中間くらい」という意味を連想することは難しいと思われる。したがって、我々はこの「コンパクト」の訳語について適切な訳語がないかどうか再三にわたり検討した。しかし、「契約」や「協定」では法的拘束力を連想させ、また「盟約」は一般的に用いられている言葉ではなく、いずれも適切ではないとの結論に達した。結局、様々な角度から検討したものの、適当な訳語を見つけることができなかったため、既にジャパンネットワークや国連広報センターにおいて「グローバル・コンパクト」という言葉が使用されていることも考慮し、本稿では「かわさきコンパクト」という言葉をそのまま使用することとした。だが「かわさきコンパクト」という言葉のままでは、グローバル・コンパクトを知らない多くの市民にとっては意味が理解できないため、このままの形では一般に浸透するのが難しいと思われる。今後、適切な訳語を検討していく必要があると思われる。また、今後作成される文書についても、既に言葉の意味が十分に浸透している言葉を除いては、極力理解しやすい日本語による表記を心がけるべきであると提言する。なお、蛇足ではあるが今後の検討の一助となることを期待して、我々研究員が検討した「かわさきコンパクト」の和訳(案)を表3-2に示す。

|                        |
|------------------------|
| 「かわさき協定」               |
| 「かわさき盟約」               |
| 「かわさき自主行動原則」           |
| 「かわさき原則」               |
| 「持続可能な世界のための川崎市自主行動原則」 |
| …等                     |

表3-2 「かわさきコンパクト」和訳(案)

<sup>30</sup> 独立行政法人国立国語研究所ホームページ (<http://www.kokken.go.jp/>)。

<sup>31</sup> 国連広報センターホームページ グローバル・コンパクト説明会議事録 ([http://www.unic.or.jp/globalcomp/glo\\_07.htm](http://www.unic.or.jp/globalcomp/glo_07.htm))。

## まとめ ～かわさきコンパクト成功のための 10 の提言～

### ・組織および体制について

- 1 CSR 室（仮）を創設し、市長に近い立場から市内の調整を図る
- 2 シティプログラム先行プログラムに早期に参加し、川崎の成功事例を情報発信することで国際貢献を行う
- 3 かわさきコンパクト委員会（仮）には、市民、企業、行政（県、国および近隣自治体）、大学など様々な主体が参加するような体制を目指す
- 4 かわさきコンパクト委員会（仮）には、各団体の最高責任者が積極的に参加できるようにする
- 5 かわさきコンパクト委員会（仮）事務局は、財政的にも人的にも、企業、行政などの各主体から独立した、中立的な組織にする

### ・個別事業について

- 6 新規事業は、①緊急性②重要性③未着手、の 3 つの視点から考え、各主体との協議の上で選定する
- 7 既存の事業から、かわさきコンパクトの理念に沿い、かわさきコンパクトにより解決可能な事業を選定する
- 8 ジャパンネットワークやシティプログラムにおいて報告された成功事例の中で本市が応用できるものはないか、常に確認し、かわさきコンパクトでの適用を検討する

### ・広報について

- 9 市民および職員に向けて、「かわさきコンパクト」およびグローバル・コンパクトの啓発活動を積極的に行い、協力体制を確立する
- 10 特に市民に向けての広報には分かりやすい言葉を用いるよう注意する

## おわりに

本稿において提示した提言は、我々研究員がこれまでの調査研究を基に記述したものである。したがって今回の提言、とりわけ第3章7で述べた個々の「既存事業の再評価」に関しては、今後市庁内の組織整備や「かわさきコンパクト」の本格稼働によって状況が変化していくかもしれない。重要なのは、既存事業の評価にしる新規事業の開拓にしる、「かわさきコンパクト」が稼働した後は「かわさきコンパクト委員会（仮）」において決定されるということであり、今回の我々の提言はあくまでその決定のために提示する指標に過ぎないということである。

本市がなすべき役割は確かに大きい。例えば「かわさきコンパクト」の基盤整備は、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」において重点戦略に位置づけられているし、庁内への働きかけによる組織の変革や市職員への普及啓発等についても言うまでもなく本市が自ら取り組まねばならない課題である。しかしながら「かわさきコンパクト」が組織された後は、その意思決定を「かわさきコンパクト」に委ねるべきであり、本市は基本的には1つのステークホルダーに過ぎない存在となるべきであろう。ただ、組織が整備されたからといっても、論点の整理がなされていなければすぐに実効的な活動をするのは困難である。本稿による個別事業の提言は、まさに「かわさきコンパクト」が稼働した後に、その議論の参考になるのではないかと思われ、我々研究員もまたそのことを期待しているのである。

「かわさきコンパクト」には多様なステークホルダーが参加することが要請されるため、逆に各主体により思惑が異なったり、重要性の認識に差異があることはある程度想像されるが、いずれにしても今回提示した問題はいずれも解決が切望されている問題であったり、逆に成功事例（ベストプラクティス）として普及促進すべきと考えられる事例であったりすることに間違いはない。こうした個別事業の事例が「かわさきコンパクト」での事業選定の参考となれば、と期待している。

そして何よりも重要なのは、前節で述べたように企業や行政の幹部がCSRの重要性を強く認識し、CSRについての積極的な施策に取り組むことである。組織の上層部に熱意がなければ、せっかくの理念もただの絵空事に終わってしまう。メルボルン委員会においても、事務局次長でありシティプログラム事務局長でもあるテラー氏の強力なリーダーシップが大きな原動力となっているという印象を受けた。シティプログラム国際事務局としての積極的な活動も、やはりテラー氏の働きによるところが大きいようであった。そして、そのテラー氏自身、トップの積極性が成功の鍵だと強調しているのである。確かに、企業にしる行政にしるオーストラリアと日本ではその組織のあり方や伝統、文化が異なるため、オーストラリアでのやり方をそのまま模倣するのは適切なやり方とはいえないかもしれない。しかし、経営の上層部の意思が組織に大きく影響を及ぼすことは日本でも欧米諸国でも変わりはない。CSRに対して世界的に取り組み成果を挙げているメルボルンの成功の秘訣



を取り入れるにはどうしたらいいのか、という問いへの回答が、ここに示唆されているのではないだろうか。

本稿が、川崎市政と「かわさきコンパクト」の前進に少しでも役に立てば幸いである。

## お世話になった方々

|                       |                                              |
|-----------------------|----------------------------------------------|
| Mr. David Teller      | The Global Compact Cities Program            |
| Mr. Samuel Boon       | The Global Compact Cities Program            |
| Mr. Kelvin Kwan       | The Global Compact Cities Program            |
| Mr. George Pappas     | Committee for Melbourne                      |
| Ms. Janine Kirk       | Committee for Melbourne                      |
| Mr. Martin Brennan    | Local Governments For Sustainability (ICLEI) |
| Mr. Terry A'Hearn     | EPA Victoria                                 |
| Mr. Andrew Partos     | VicUrban                                     |
| Mr. Allan Cole        | Yarra Valley Water                           |
| Mr. Mark Salkunas     | Yarra Valley Water                           |
| Mr. Francis Pamminger | Yarra Valley Water                           |
| Mr. John Tunney       | City of Melbourne                            |
| 矢島 紀子 氏               | The University of Melbourne                  |
| 松尾 直子 氏               | The University of Melbourne                  |
| Dr. Simon Longstaff   | St James Ethics Centre                       |
| Ms. Emily Albert      | St James Ethics Centre                       |
| 兵谷 芳謙 氏               | Japan Local Government Centre (CLAIR)        |
| 宮島 利光 氏               | Japan Local Government Centre (CLAIR)        |
| 馬目 英幸 氏               | Japan Local Government Centre (CLAIR)        |
| Mr. Tim Williams      | Westpac Banking Corporation                  |
| Ms. Monica Barone     | City of Sydney                               |
| Ms. Maureen McGreevy  | City of Sydney                               |
| ブラウン神代 典子 氏           | 会議通訳者                                        |
| Ms. Mary Samra        | 元 CLAIR シドニー事務所・元川崎市交流推進課                    |
| 妹尾 靖子 氏               | 国際連合広報センター                                   |
| 菅原 絵美 氏               | 大阪大学大学院                                      |
| 川村 昌子 氏               | 川崎市経済局・元 CLAIR シドニー事務所                       |
| 棚橋 匡 氏                | 川崎市政策課題専門調査員                                 |
| 川崎市総務局交流推進課           |                                              |
| 川崎市環境局地球温暖化対策担当       |                                              |
| 川崎市環境局廃棄物指導課          |                                              |
| 川崎市建設局自転車対策室          |                                              |
| 川崎市環境局国際環境施策推進担当      |                                              |
| 川崎市総合企画局政策部           |                                              |

## 資料編

- 資料1 グローバル・コンパクト参加申請書（英文）
- 資料2 グローバル・コンパクト参加申請書（和文）
- 資料3 国連からのグローバル・コンパクト参加ウェルカムレター（英文）
- 資料4 国連からのグローバル・コンパクト参加ウェルカムレター（和訳）
- 資料5 オーストラリア調査日程表
- 資料6 研究チーム紹介記事（シティプログラムホームページをもとに一部加工）
- 資料7 研究チーム紹介記事（メルボルン委員会ホームページより）
- 資料8 研究チーム紹介記事（イクレイ豪州事務所ホームページより）



|                  |                                                                                   |  |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--|
| CITY OF KAWASAKI |  |  |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--|

January 13, 2006

Mr. Kofi Annan  
Secretary-General  
United Nations  
New York, NY 10017  
USA

Dear Mr. Secretary-General,

I am pleased to confirm that Kawasaki City Government supports the ten principles of the Global Compact in respect to human rights, labour rights, the protection of the environment, and anti-corruption. With this communication, we express our intent to support and advance those principles within our sphere of influence. We commit to making the Global Compact and its principles part of the strategy, culture and day-to-day operations of our city and undertake to make a clear statement of this commitment - both to our employees, partners, clients, citizens and to the public. We support public accountability and transparency and will report on progress made in a public manner.

Please find attached some general information regarding our city as well as the contact person responsible for contacts with the office of the Global Compact.

Sincerely yours,

Mr. Takao Abe

Mayor of City of Kawasaki

|                  |                                                                                   |  |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--|
| CITY OF KAWASAKI |  |  |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--|

平成 18 年 1 月 13 日

アメリカ合衆国

ニューヨーク州、ニューヨーク

国際連合

コフィー・アナン事務総長

事務総長殿、

拝啓 川崎市役所は人権、労働基準、環境保護、腐敗防止に関するグローバル・コンパクトの 10 の原則を支持することを確認いたします。このことにより、私どもは本市役所の影響力の及ぶ範囲内でできる限りグローバル・コンパクトの 10 原則を支持し促進していく所存でございます。本市役所はグローバル・コンパクトおよびその 10 の原則を本市の戦略、文化および日々の業務の一部にしていくこととお約束いたします。また、このような私どものグローバル・コンパクトに対する支持を本市役所の職員、関係機関、取引先、市民および公に対して明言いたします。私どもは公に対する説明責任と透明性を支持いたします。また、その活動経過を公の方法でご報告いたします。

川崎市役所に関する一般的な情報と、今後グローバル・コンパクト事務所との連絡を行う担当者の詳細を添付いたします。

敬具

阿部 孝夫

川崎市長

UNITED NATIONS



NATIONS UNIES

POSTAL ADDRESS—ADRESSE POSTALE UNITED NATIONS, N.Y. 10017  
EMAIL: [GLOBALCOMPACT@UN.ORG](mailto:GLOBALCOMPACT@UN.ORG) TEL: +1 212 963 1490

EXECUTIVE OFFICE OF THE SECRETARY-GENERAL  
CABINET DU SECRÉTAIRE GÉNÉRAL

24 February 2006

Dear Mr. Abe,

Thank you for writing to the Secretary-General to express your city's support for the Global Compact's principles in the areas of human rights, labour standards, the environment and anti-corruption. We applaud your leadership in making this decision and welcome your city's participation in the Global Compact – the world's largest corporate citizenship initiative, with 2,900 business participants and other stakeholders located in 90 countries.

At the heart of the Global Compact is a conviction that business practices rooted in universal principles help the global marketplace to be more socially and economically inclusive, thus advancing collective goals of international cooperation, peace and development. Such goals are critical for the health and vibrancy of the private sector given the symbiotic relationship between business and society. Indeed, companies and other organizations participating in the Global Compact are working diligently to give concrete meaning to this principle-based change approach.

The Global Compact asks participating companies to pursue two complementary goals: (1) internalize the ten principles within the company's strategies, policies and operations; and (2) undertake projects to advance the broader development goals of the United Nations. We understand that implementation of universal principles into business is a long-term process, and encourage business participants to follow a path of continuous improvement. This commitment requires the sustained support of leadership through ongoing activities and partnerships, as well as a company's engagement in dialogues, willingness to learn and dedication to practical actions.

Cities engaging in the Global Compact can choose whether they, like companies, will internalize the principles and/or whether they wish to play a catalytic role advocating the Global Compact principles to the companies with whom they engage and encouraging them to sign on to the Global Compact. Specifically for cities, the Global Compact also has a Cities Programme about which you can find more information at [www.citiesprogramme.org](http://www.citiesprogramme.org). If you have not yet done so, we encourage you to visit the website and contact the Cities Programme Coordinator.

As a voluntary initiative, the Global Compact draws strength from our participants' commitment and actions. To spur implementation and progress, we provide various learning and engagement opportunities. These include: fifty country and regional networks where issues and activities are driven at a local level; practical tools and guidance documents on the principles and other priority issues; and international and local events where multi-stakeholder participants can

Mr. Takao Abe  
Mayor, Kawasaki City Government  
Kawasaki

cc: David Teller, Coordinator, Global Compact Cities Programme



exchange experiences, partake in learning and problem-solving exercises, engage in dialogue and identify like-minded organizations for partnering projects. Further details on such activities can be found in the attached document, "Global Compact: Learning and Engagement".

Credibility is a critical factor in advancing the responsible business agenda. In this vein, the Global Compact employs a "Communication on Progress" policy which requires business participants to communicate annually with their stakeholders about progress in implementing the ten principles through their annual reports, sustainability reports and other corporate communications. Cities are not required to prepare a Communication on Progress, but may do so if they wish and are even encouraged to do so. The policy promotes transparency and makes organizations more accountable to their stakeholders with respect to their commitments. Communications on Progress also provide an opportunity for companies and other organizations to showcase good practices. Guidelines for preparing and submitting a Communication on Progress report are attached.

Again, we thank you for joining the Global Compact. We are eager to hear your ideas and experiences, and encourage you to share your views with us. We stand ready to support your efforts to embrace the ten universal principles and contribute to a more sustainable and inclusive global economy.

Yours sincerely,



Georg Kell  
Executive Head, Global Compact  
Office of the Secretary-General

グローバル・コンパクト参加 ウェルカムレター

国連事務総長室 2006年2月24日

阿部 様

貴市がグローバル・コンパクトの人権・労働・環境・腐敗防止の分野の諸原則支持を表明する手紙を国連事務総長宛てに出されたことに感謝いたします。この決定をするにあたっての貴殿のリーダーシップを賞賛し、貴市のグローバル・コンパクト（世界最大の企業市民のイニシアティブで、90カ国から2,900の企業やその他のステークホルダーが参加）への参加を歓迎いたします。

グローバル・コンパクトの核心にあるのは、国際原則に基づく事業活動が国際市場を社会的にも経済的にもより包含的なものとする事で、国際的な協力・平和・開発という共通の目標を前進させるという信念です。この目標は、企業と市民社会間の共生関係を前提とする民間部門の健全性と活力にとって大変重要です。実際、グローバル・コンパクトに参加している企業とその他の組織は、この原則に基づく変化の取組に具体的な意義を与えるために熱心に活動しています。

グローバル・コンパクトは、参加企業に2つの相互補完的な目標を追求することを求めています。第1の目標は、10原則を自社の戦略、政策や業務に内在化することであり、第2の目標は、より広範囲な国連の開発目標を前進させるプロジェクトを実施することです。われわれは、国際原則を事業活動に取り入れることは時間のかかるプロセスであることを理解しています。そして、参加企業が継続的な進歩の過程を追求することを応援します。諸原則を支持するという意思表示は、参加企業に対して意見交換への参加、学習への意欲や実際の行動への専心を求めるとともに、日常の活動の実施、協力にリーダーが継続的なサポートをすることを求めています。

グローバル・コンパクトに参加した都市は、企業と同じように諸原則の内在化に努める方法と、ともに活動する企業に対してグローバル・コンパクトの諸原則を擁護し、グローバル・コンパクトに参加することを勧めるという触媒としての役割を果たす方法の、いずれかもしくは両方を選択できます。特に都市に対しては、シティプログラムがあり、シティプログラムのウェブサイト（[www.citiesprogramme.org](http://www.citiesprogramme.org)）で詳細な情報が得られます。もし、ご覧になっていないのであれば、ぜひご覧いただき、シティプログラムのコーディネーターと連絡をとることをお勧めします。

自主的な取組であるグローバル・コンパクトの活力の源泉は、参加団体の関与と行動です。実践と進歩に拍車をかけるため、われわれは様々な学習と参加の機会を用意します。学習と参加の機会の例としては、地域レベルでの問題や活動が運用されている50の国や地域単位のネットワーク、諸原則や他の優先課題のための実践の道具やガイドブック、様々

なステークホルダーの参加者が経験を交換したり、学習や問題解決の活動に参加したり、対話を行ったり、共同プロジェクトのために考え方の似た組織を見つけたりすることのできる国際的・地域的なイベントがあります。これらの活動の詳細は、添付の「グローバル・コンパクト：学習と参加」をご覧ください。

信用性は、責任あるビジネスアジェンダを推進するための重要な要素です。この観点から、グローバル・コンパクトは、「コミュニケーション・オン・プロGRESS」政策を適用しています。この中で、参加企業に毎年、彼らのステークホルダーとともに 10 原則の実践の進捗状況について年報、サステナビリティ報告書や他の報告手段で報告することを求めています。都市は、コミュニケーション・オン・プロGRESSを用意することを求められていませんが、希望があれば実施して構いませんし、それをお勧めします。この政策は、透明性を向上させ、諸原則を支持するという意思表示に関して、ステークホルダーに対する責任を高めます。コミュニケーション・オン・プロGRESSはまた、企業や他の組織に対してよい実践例を示す機会を提供します。コミュニケーション・オン・プロGRESSの準備と提出のガイドラインを添付してあります。

重ねて、グローバル・コンパクトに参加されたことに感謝します。ぜひ、貴市のアイデアや経験についてお聞きしたいと考えております。そして、貴市の見解をわれわれと共有することを勧めます。われわれは、貴市が 10 の国際原則に取り組み、より持続可能で包摂的な世界経済のために貢献する努力に対し支援する用意があります。

敬具

ゲオルク・ケル

事務局長室 グローバル・コンパクト事務局長



資料5 オーストラリア調査日程表

| 日付     | 曜日 | 場所              | 行動                                                                                   | 宿泊地   |
|--------|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 11月13日 | 日  | 成田発             |                                                                                      | 機内    |
| 11月14日 | 月  | メルボルン着          | 午前 シティプログラム国際事務局<br>(メルボルン委員会事務局)<br>午後 イクレイ (ICLEI)<br>豪州ニュージーランド事務所                | メルボルン |
| 11月15日 | 火  |                 | 午前 ビクトリア州環境保護庁<br>(EPA Victoria)<br>午後 ビックアーバン (VicUrban)<br>ドックランド再開発事務所            | メルボルン |
| 11月16日 | 水  |                 | 午前 ヤラ溪谷水道公社<br>(Yarra Valley Water)<br>午後 メルボルン市役所<br>シティプログラム国際事務局<br>(メルボルン委員会事務局) | メルボルン |
| 11月17日 | 木  |                 | 市内視察、資料整理                                                                            | メルボルン |
| 11月18日 | 金  |                 | 市内視察、資料整理                                                                            | メルボルン |
| 11月19日 | 土  |                 | 市内視察、資料整理                                                                            | メルボルン |
| 11月20日 | 日  | メルボルン発<br>シドニー着 | 移動日                                                                                  | シドニー  |
| 11月21日 | 月  |                 | 午前 セントジェームス倫理センター<br>(St James Ethics Centre)<br>午後 (財)自治体国際化協会 (CLAIR)<br>シドニー事務所   | シドニー  |
| 11月22日 | 火  |                 | 市内視察、資料整理                                                                            | シドニー  |
| 11月23日 | 水  |                 | 午前 ウェストバック銀行<br>(Westpac Banking Corporation)<br>午後 シドニー市役所                          | シドニー  |
| 11月24日 | 木  |                 | 市内視察、資料整理                                                                            | シドニー  |
| 11月25日 | 金  | シドニー発           | 資料整理                                                                                 | 機内    |
| 11月26日 | 土  | 成田着             |                                                                                      | 自宅    |

---

headlines

■ November 14

Visiting Kawasaki research team shows keen interest in joining the Cities Programme



(L to R) Ms. Ayako Michibayashi, Kawasaki City Policy Researcher; Mr. Ichiro Nagase, Kawasaki City Environment Bureau; Mr. David Teller, the International Coordinator of the UN Global Compact Cities Programme; Mr Samuel Boon; Mr Tomoaki Suzuki, Kawasaki City Policy Researcher; Ms. Carmen Suzana Fontes Lindemann; Mr Kelvin Kwan

The International Secretariat recently played host to a policy issues research team from the City of Kawasaki, Japan. Kawasaki is hoping to become the first city in Japan to engage and promote the principles of the Global Compact through its potential participation in the Cities Programme. The primary aim of their visit to Melbourne was to learn more about the Cities Programme as well as to observe the operations of the Committee for Melbourne, which is the Local Secretariat of the Cities Programme for Melbourne. As Kawasaki is looking to improve and showcase its environmental technologies, their three-day visit was spent meeting with various city officials and Australian-based environmental organizations and experts.

---

Printed from: <http://www.citiesprogramme.org/newsandevents.php>

Title: News

---

## News

1-12-05 12:00

### International Engagement

#### *Kawasaki officials introduced to Members in Melbourne*

The municipal government of Kawasaki last month dispatched a policy issues research team to Melbourne in the interests of furthering relations with the Committee for Melbourne-facilitated UN Global Compact - Cities Programme.

Municipal employees from across the Kawasaki City government were chosen, through a competitive process, to form a research project team, the goal of which was to evaluate Kawasaki City's potential participation the Programme.



Barrenken Gaku, Kawasaki, Japan

The team arrived in Melbourne on 14 November to be hosted by the Committee for Melbourne Cities Programme team throughout their three-day agenda.

If Kawasaki were to officially join the UN Global Compact - Cities Programme, it would become the first city in Japan to incorporate and promote the concepts of corporate social responsibility and the ten principles of the UN Global Compact.

While in Melbourne, the research team met with Yarra Valley Water, a main participant in the Committee for Melbourne's Utility Debt Spiral project, to investigate the outcomes to-date and determine the Melbourne Model's suitability for implementation in Kawasaki.

As the delegation's leader, Mr. Ichiro Nagase, represented the Environment Bureau of Kawasaki City, the group also met with the International Council of Local Environment Initiatives, the Environment Protection Agency of Victoria, the City of Melbourne, and VicUrban to discuss the future of sustainable environments in Victoria.

In 2003, the United Nations Global Compact office in New York appointed the Committee for Melbourne as the International Secretariat of the UN Global Compact - Cities Programme, and Mr David Teller as International Coordinator.

The Programme has since attracted the participation of twelve cities on five continents.

For more information about the UN Global Compact - Cities Programme, please visit [www.citiesprogramme.org](http://www.citiesprogramme.org) or email [sboon@citiesprogramme.org](mailto:sboon@citiesprogramme.org).

---

[<- Back to the news list](#)

[Go back to the regular design...](#)





[HOME](#)

[Home](#) | [What's New](#)

[WHO WE ARE](#)  
[WHAT WE DO](#)  
[COMMUNICATIONS](#)  
[JOINING ICLEI](#)  
[SUPPORTING US](#)  
[EVENTS](#)  
[CONTACT US](#)  
[LINKS](#)  
[WHAT'S NEW](#)  
[MEMBER LOGIN](#)

[ICLEI GLOBAL SITES](#)

01.12.05 23:00 Age: 126 days

## City of Kawasaki Delegation Visits ICLEI A/NZ

The municipal government of Kawasaki this month dispatched a policy issues research team to Melbourne in the interests of furthering relations with the Committee for Melbourne-facilitated UN Global Compact - Cities Programme.

The team arrived in Melbourne on 14 November to be hosted by the Committee for Melbourne Cities Programme team throughout their three-day agenda.

If Kawasaki were to officially join the UN Global Compact - Cities Programme, it would become the first city in Japan to incorporate and promote the concepts of corporate social responsibility and the ten principles of the UN Global Compact.

In 2003, the United Nations Global Compact office in New York appointed the Committee for Melbourne as the International Secretariat of the UN Global Compact - Cities Programme, and Committee Deputy Director, Mr David Teller, as International Coordinator.

Martin Brennan, Executive Manager ICLEI A/NZ briefed the delegation on the work of ICLEI nationally and internationally. The City of Kawasaki is one of 22 cities in Japan who are ICLEI members.

Photo:

Mr. Ichiro Nagase  
Assistant Manager  
International Environment Policy Promotion  
General Administration Division  
Environment Bureau  
City of Kawasaki

Ms. Ayako Michibayashi  
Policy Researcher  
City of Kawasaki

Mr. Tetsuaki Suzuki  
Policy Researcher  
City of Kawasaki

Martin Brennan  
Executive Manager ICLEI A/NZ

[Back to 'What's New'](#)



[Member Login](#) | [Search](#) | [Site Policy](#) | [Contact](#) |  
© ICLEI 2005 | Powered by Typo3

[http://cities21.com/index.php?id=1915&tx\\_ttnews%5Btt\\_news%5D=97&tx\\_ttnews%5BbackPid%5D=1915&chash=dbbdice09f](http://cities21.com/index.php?id=1915&tx_ttnews%5Btt_news%5D=97&tx_ttnews%5BbackPid%5D=1915&chash=dbbdice09f)



---

報告書名

企業の社会的責任（CSR）の視点に立った  
持続可能な社会づくりを考える  
～全国に先駆けた『かわさき版コンパクト』の  
作成に向けて～

平成17年度 政策課題特別研究報告書

発行日 平成18年3月31日発行

発行 川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

電話 (044) 200-2094

FAX (044) 200-3800

---





音楽のまち・かわさき



WE SUPPORT  
THE GLOBAL COMPACT  
国連グローバル・コンパクトを支持します

川崎市総合企画局政策部

〒210 - 8577

川崎市川崎区宮本町 1

電話 (044) 200-2094 定価 500 円